

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
1					<b>人権教育及び人権啓発</b>											
1					<b>あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進</b>											
1	(1)	①			<b>学校における人権教育の推進</b>											
1	(1)	①			<b>ア. 発達段階に応じた人権教育の推進</b>											
1	(1)	①	ア	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童生徒の発達の段階に応じた人権教育の推進</li> <li>○教育活動全体を通じて、発達段階に応じた人権尊重理念の理解の促進及び自尊感情に根ざした豊かな人間性の育成</li> <li>○様々な人権問題の正しい理解とその解決に向けた学習の推進</li> </ul>	子ども教育課	継続	1	○全教職員による全教育活動を通じた計画的・継続的な指導	—	—	○各校が発達段階や各校の実態に合わせて人権教育全体計画や年間指導計画を作成し、教育活動全体を通して、基礎的指導、間接的指導、直接的指導を行い、人権教育の推進を図った。	A	一人一人の考えを尊重する態度を育てている	—	○全教職員による全教育活動を通じた計画的・継続的な指導
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権問題の正しい理解と解決に向けた学習の計画的な実施</li> </ul>	子ども教育課	継続	1	○各教科等の特性を生かした人権尊重の意識を高める指導	—	—	○年間指導計画に直接的指導を実施する時間を位置づけ、具体的な人権問題を取上げ、正しい理解と解決に向けた学習を実施した。			一人一人の人権を大切に育てている	—	○各教科等の特性を生かした人権尊重の意識を高める指導
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●道徳教育の充実(心を育てる学校教育の日)</li> </ul>	子ども教育課	継続	1	○道徳教育の要である道徳科における指導の充実 ○心を育てる学校教育の日・年1回「心を育てる学校教育の日(週間)」を各校で設定し、実施・公開する。	—	—	○各学校において、「心を育てる学校教育の日(週間)」を設定し、全校で授業公開等を実施した。 ○学校たより等で、保護者や地域への周知・啓発を行った。 ○職員研修を実施し、道徳科の指導の充実を図った。			一人一人の人権を大切に育てている	—	○道徳教育の要である道徳科における指導の充実 ○心を育てる学校教育の日・年1回「心を育てる学校教育の日(週間)」を各校で設定し、実施・公開する。
1	(1)	①			<b>イ. 学習内容及び指導方法の改善・充実</b>											
1	(1)	①	イ	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人権教育の視点からとらえた指導内容や指導方法の改善・充実</li> <li>○共感的理解を図る指導や明るい展望の持てる指導の工夫及び資料の整備・活用</li> <li>○一人一人を大切にした学級運営</li> </ul>	子ども教育課	継続	2	○人権教育指導計画(校内の年間計画)の修正・改善・整備の継続。	—	—	○各校で整備・改善をし、下都賀地区人権教育研修会で共有した。	B	人権教育計画の見直しを行った。	—	○人権教育指導計画(校内の年間計画)の修正・改善・整備の継続。
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●教育研究所による指導方法の研究・開発</li> </ul>	子ども教育課	継続	2	○人権教育研究員による研究・開発・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等	年8回	年8回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」を編集・発行した。			資料に教職員の意識調査結果や人権を尊重した関わりの事例を掲載し、取組の省察や実践化を図る内容とした。	年8回	○人権教育研究員による指導方法の研究・開発、人権啓発誌や指導資料の作成、意識調査、啓発動画の選定
1	(1)	①			<b>ウ. 教職員の資質・能力の向上</b>											
					<ul style="list-style-type: none"> <li>●小山市人権教育主任研修会</li> </ul>		継続	3	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○各校での人権教育を確実に推進するため、本計画の概要や小山市学校教育計画の内容を確認した。			年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施
				<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育に係る校内研修の充実</li> </ul>		継続	3	○「令和5(2023)年度人権教育推進の手引き」の内容の変更点の確認 ○「人権教育推進のためのQ&A」の内容確認	—	—	○人権週間等の期間に、各校の課題に合った研修を実施した。				—	○「令和7(2025)年度人権教育推進の手引き」の内容の変更点の確認 ○「人権教育推進のためのQ&A」の内容確認

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
1	(1)	①	ウ	3	○すべての教職員が人権尊重の理念についての理解と認識を深め、実践的な指導力を高めるための研修の充実 ○課題を明確にし、その解決を図るための一貫した人権教育の推進	●中学校ブロック(中学校区)人権教育研修会の実施 ●教職員向け人権教育研修資料「なかよし」の作成	子ども教育課	継続	3	○授業研究会(基底的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各学校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。 ○校内研修で活用しやすいよう、こどもの人権や性の多様性について取り上げ、教職員の人権感覚を磨くような内容で作成した。	A	すべての学校で、学校生活の中での具体的な場面を取り出しで考えるなど、教職員の人権意識を高めるような研修を行った。	—	○人権に関する講話やワークショップなどの実施
1	(1)	②	家庭・地域における人権教育及び人権啓発の推進														
1	(1)	②	ア. 生涯にわたる学習機会の提供														
1	(1)	②	ア	4	○人権学習を取り入れた学級・講座の開設及びボランティア等の体験活動機会の充実 ○参加者の学習意欲を喚起する学習方法の研究・開発 ○指導者研修の充実・指導者の養成と資質の向上	●集会所講座 ●さわやか人権学習会(出前講座) ●人権教育指導者一般研修	人権・男女共同参画課 生涯学習文化課 生涯学習文化課	継続	4	○網戸中坪集会所ふれあい体操講座 ○押切集会所ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座 ○中央公民館(外部)女性学級 ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級(外部) ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級(外部) ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○絹公民館 高齢者学級(外部) ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 女性学級 ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○絹公民館 高齢者学級 計 255名	各講座 年12回	各講座 年12回	○人間関係を深め、「自他の人権を尊重する精神」や「共生の心」などを養うことを目的に、2集会所で講座を実施。それぞれの開講式に合わせて人権学習の機会を設けた。延べ参加者数：367名	A	参加者に合わせ、参加体験型の手法を取り入れた。  参加者の実態にに応じ、参加体験型やフィルムフォーラム等の手法を取り入れた。	各講座 年7~12回	○押切集会所ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座 ○中央公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級(視察) ○寒川公民館 女性学級(視察) ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○絹公民館 高齢者学級(視察)
1	(1)	②	イ. 家庭や地域の教育力の向上														
					○家庭や地域が人権尊重の理念についての理解を深め、主体的に学習できる機会の提供	●まちづくり出前講座 ●人権啓発パンフレットによる啓発	人権・男女共同参画課	継続	5	○人権についての出前講座は、生涯学習課 人権教育係で実施しており、今後の実施のあり方について検討していく。 ○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定 ○HP・SNS等を活用した啓発に努める。	—	—	○令和7年度より生涯学習課 人権教育係と統合になることに伴い、高課でもっていた出前講座についても統合し、継続して実施します。 ○障がいのある人と人権に関するリーフレット「共生社会の実現に向けて」を2,000部作成。関係機関等への配布やHPへの掲載を実施し啓発。	B	人権啓発パンフレットについては、R6年4月1日から義務化された、障がいのある人への合理的配慮の提供等について取り上げた。また出前講座についても、様々な人権課題を取り上げ、人権意識の高揚・啓発を図っていきたい。	—	○令和7年4月組織改編により、人権男女共同参画課と生涯学習課 人権教育係が統合されました。今後は両課で持っていた出前講座を統合し、人権についての出前講座を実施します。 ○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定 ○HP・SNS等を活用した啓発に努める。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画			
										現状値 (R3)	実績値 (R6)								
1	(1)	②	イ	5	○家庭や地域が人権尊重の理念についての理解を深め、主体的に学習できる機会の提供	●さわやか人権学習会 (出前講座)	生涯学習文化課	継続	6	○中央公民館 (外部講師) 女性学級 ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級 (外部講師) ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 (外部講師) ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○網公民館 高齢者学級 (外部講師)	年7回	年10回	○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 女性学級 ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 (外部講師) ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○網公民館 高齢者学級 計 205名	B	身近なところから人権の大切さに気づくような展開の工夫と、相手の意見を傾聴する関係づくりに努めた。	年10回	○中央公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級 (視察) ○寒川公民館 女性学級 (視察) ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○網公民館 高齢者学級 (視察)		
						●人権学習会・研修会 (学校等)	生涯学習文化課	継続	6	穂積小150名、小山城南中650名、小山一小300名、大谷南小90名	年5回	年3回	○小山城南中 650名 ○豊田小 50名 ○学童 19名 計 719名			年5回	未定 (学校等からの要請による)		
1	(1)	②	ウ. 市民への人権啓発の推進																
1	(1)	②	ウ	6	○市民が主体的に参加し、人権尊重の理解を深められるイベントの実施 ○内容・手法に工夫を凝らし、市民の意識・関心を喚起する啓発活動の実施 ○人権啓発資料の作成・配布及び広報活動の推進	●人権擁護委員と連携した啓発活動	人権・男女共同参画課	継続	7	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施する。(小山第三小、東城南小、大谷北小、乙女小、寒川小、中小、絹義務) ○子ども向け人権学習会 (なかよし学習会) の実施 (駅南児童センター) ○人権標語募集: 毎年小学校3校を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を作成する。	—	—	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施。(小山第三小、東城南小、大谷北小、乙女小、寒川小、中小、絹義務) ○子ども向け人権学習会 (なかよし学習会) の実施 (駅南児童センター) ○人権標語募集: 毎年小学校3~4校 (大谷東小学校、大谷南小学校、大谷北小学校) を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を各学校へ設置。	A	人権擁護委員による講話の実施では、人権の花贈呈式の趣旨を伝えるとともに、この贈呈式を通じて協力・感謝する大切さを学び、人権尊重の思想を育てた。また、人権標語の公表や人権啓発パンフレットにより、市民への啓発を実施した。	—	○小学校7校を対象に、人権擁護委員による人権の花の贈呈及び人権講話を実施する。(小山第二小、小山城南小、旭小、大谷東小、間々田東小、下生井小、萱橋小) ○子ども向け人権学習会 (なかよし学習会) の実施 ○人権標語募集: 毎年小学校3校を指定し、人権に関する標語を募集し、表彰及び立て看板を作成する。		
						●人権啓発パンフレットの作成	継続	7	○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定	—	—	○障がいのある人と人権に関するリーフレット「共生社会の実現に向けて」を2,000部作成、関係機関等に配布し啓発。	—			○分野別課題の中からテーマを決めて、人権啓発に関するパンフレットを作成し、市民に啓発する。2,000部作成予定			
						●人権講演会の開催	人権・男女共同参画課	継続	8	○講師 渡部 陽一 氏 (戦場カメラマン) 演題「戦場の現場から祈りを捧ぐ ~命の大切さ 互いを愛し、敬いあうこと~」 期日 8月20日 (火) 会場 文化センター大ホール	未実施	参加者満足度 99%	○渡部陽一氏を講師に招き講演会を開催した。ウクライナやガザでの戦闘が続く中、戦場カメラマンとしての実体験に基づく話を通じて、戦争と人権について考える貴重な機会となった。参加者から「とてもよかった (66%)」「よかった33%」の回答を得た。参加者数: 910名			A	人権講演会では、手話通訳・要約筆記、車椅子専用席を設けた。 啓発紙では、ルビをみるなど誰もが読みやすくなるよう工夫した。また、気づきを促す4コマ漫画を冒頭に配置し、親しみやすい紙面構成とした。	参加者満足度 90%	○講師 村崎 太郎 氏 (猿回し師) 演題「橋はかかる ~差別のない世の中を目指して~」 期日 8月19日 (火) 会場 文化センター大ホール
						●啓発リーフレット「おやま」の作成 (全戸配布)	人権・男女共同参画課	継続	8	○人権啓発リーフレットを作成し、12月1日広報おやまの配布に合わせ、全戸配布する。内容は「戦争と人権」「アイヌの人々の人権 (高橋房治氏の紹介)」ほか。	年1回	年1回	○12月1日広報おやまの配布に合わせ、12月1日の配布に合わせ、内容は人権講演会のテーマとリンクさせ、現代的課題の一つである性的少数者 (LGBTQ) の人権について取り上げた。作成部数: 58,000部					年1回	○人権啓発リーフレットを作成し、12月1日広報おやまの配布に合わせ、全戸配布する。内容は「インターネットと人権」ほかを予定。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R7)	令和7年度事業計画	
																		事業内容
						●ホームページ「生涯学習課人権教育」の更新	人権・男女共同参画課	継続	8	○随時更新	年13回	年7回	○人権講演会、人権啓発リーフレット、保護者向け人権啓発紙、人権啓発DVD等について情報を掲載した。			年10回	○随時更新	
1	(1)	③	<b>企業・団体等における人権教育及び人権啓発の推進</b>															
1	(1)	③	7	○企業や団体等における人権啓発研修への講師派遣等、自主的な教育・啓発活動に対する支援	●企業のイベントにおける人権擁護委員との協働による啓発の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○小山市農業祭、コマツや富士通のフェスティバルなどに出向いて、来場者へ人権啓発パンフレット等を配布して啓発活動を実施。	—	—	○「マツフェスタ」11月9日(土)、小山市産業フェア「ガール・野木町産業祭11月10日(日)」の来場者へ人権啓発パンフレット等を配布し啓発した。	B	市民が多数参加するイベントで、子ども向け、大人向け啓発物品を用意し、全ての層の方へ人権意識の啓発を行えるよう工夫した。	—	○1階人権男女の配架スペースに、企業向け資料(企業と人権CSR)の配架。同資料を12月人権週間展示の際に配架した。	—	○1階人権男女の配架スペースに、企業向け資料の配架。また人権啓発パンフレットを企業へ配布する。
					●企業に向けた啓発資料配布	人権・男女共同参画課	新規	9	○人権啓発パンフレットを企業に配布する。	—	—	○太陽生命 2月17日(月) 参加者数：26名			同和問題・ネットによる人権侵害等の人権問題について取り上げた。また、マイクロアグレッションについての理解を図った。	年1回	○未定(企業からの要請による) *6/18商工会議所にてPR予定	
					●企業・団体の人権研修への講師派遣	人権・男女共同参画課	継続	10	○未定(企業からの要請による)	年1回	年1回	○保育課と連携し保育所職員を対象に人権研修を実施した。 ○城北保育所 6月10日(月) ○間々北保育所 7月2日(火) ○子育て広場支援センター 9月10日(火) 参加者数：59名				年3回	○未定(子ども教育課からの要請による)	
					●市職員研修への講師派遣	人権・男女共同参画課	継続	12	○新任係長級人権研修 5月9日(木) ○新採用職員人権研修 7月3日(水) ○初級職員人権研修 8月1日(木)・29日(木)	年3回	年3回							
1	(2)	<b>特定職業従事者に対する人権教育及び人権啓発の推進</b>																
1	(2)	①	<b>行政・教育・医療・福祉等の従事者に対する人権教育及び人権啓発</b>															
1	(2)	①	8	○人権に関わりの深い特定の職業に従事する者への人権研修や講演会の実施 ○関係機関が行う研修等への支援	●特定職業従事者人権研修会の実施	人権・男女共同参画課	継続	9	○「特定職業従事者人権研修会」を開催し、市職員及び関係団体等への人権啓発を行う。	—	—	○「特定職業従事者人権研修会」の開催 R6.12.11「インターネットと人権」～ネット被害者にも加害者にもならないために～ 石川 千明氏【NPO法人 奈良地域の学び推進機構理事】 79名参加 参加者：市職員69名、人権擁護委員4名、男女共同参画推進協議会5名、新小山市市民病院1名	A	「特定職業従事者人権研修会」では、インターネットによる匿名性を悪用した誹謗中傷等の人権侵害が拡大しているなか、安心安全なネット利用ができるよう、「インターネットと人権」を取り上げた。また、市職員の人権フォーラム参加や人権運動団体主催の研修会へ参加により、人権意識の高揚・啓発を図った。	—	○「特定職業従事者人権研修会」を開催し、市職員及び関係団体等への人権啓発を行う。		
					●下都賀地区人権フォーラムへの参加	人権・男女共同参画課	継続	11	○下都賀地区人権フォーラム6月13日(木)に市職員が参加し、人権意識の高揚を図る。	—	—	○下都賀地区人権フォーラム6月13日(木)へ参加し、人権意識の高揚を図った。参加者：市職員17名			—	○下都賀地区人権フォーラム5月30日(金)に市職員が参加し、人権意識の高揚を図る		
					●人権運動団体主催の研修会への参加	人権・男女共同参画課	継続	11	○人権運動団体が主催する研修会に市職員を派遣し、人権意識の高揚を図る。	—	—	○第20回栃木県人権研究会 6月22日(土) ○第26回栃木県ヒューマンライツセミナー 11月7日(木) ○部落解放第56回東日本研究会 7月4日(木) ○部落解放愛する会栃木県連合会 11月27日(水)			—	○人権運動団体が主催する研修会に市職員を派遣し、人権意識の高揚を図る。		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	目標値 (R7)	令和7年度事業計画		
					●人権教育指導者一般研修	生涯学習文化課	継続	12	○人権講演会と兼ねて実施予定	年1回	年1回	○人権講演会と兼ねて実施。小・中・義務教育学校の教職員61名、市職員81名が参加し、戦時下における人権問題等について学んだ。	A	時宜に合った人権課題を意図的に取り上げた。	年1回	○人権講演会と兼ねて実施予定	
					●市職員研修への講師派遣 (職員研修所と連携)	人権・男女共同参画課	継続	12	○新任係長級人権研修 5月9日(木) ○新採用職員人権研修 7月3日(水) ○初級職員人権研修 8月1日(木)・29日(木)	年2回	年4回	○職員研修所と連携し、新任係長や新採用職員、初級職員(採用3年目)を対象にそれぞれの職位に応じた人権研修を実施した。参加者数：215名	A	時宜に合った人権課題を意図的に取り上げた。	年4回	○新任係長級人権研修 5月1日(木) ○新採用職員人権研修 7月11日(金) ○初級職員人権研修 8月18日(月)・28日(木)	
					●中学校区ブロック人権教育研修会等講師派遣	生涯学習文化課	継続	12	未定 (学校からの要請による)	年2回	年3回	○間々田中学校区小・中学校 ○美田中学校区小・中学校 ○桑中学校区小・中学校 計 213名			年3回	○未定 (学校からの要請による)	
					●教職員対象人権研修への講師派遣	生涯学習文化課	継続	12	○担当職員の任用が指導主事から任期付職員に変更になったことを受け、本研修会への参加を見送ることになった。	年1回							
<b>2 相談・支援</b>																	
<b>2 (1) 相談支援体制の充実</b>																	
<b>2 (1) ① 相談機能・支援体制の充実、関係機関との連携強化</b>																	
				9	○各種相談窓口機能の充実 ○関係機関のネットワークの構築による連携強化	人権・男女共同参画課	継続	13	●人権擁護委員による人権相談	—	—	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所6階 相談室6B 体制：人権擁護委員4名 (午前・午後各回2名)	A	研修の実施では、委員の意見を取り入れ、講師を招いたり、人権相談や人権講話等を行ううえで実際に役立つ内容とするよう心がけた。また、人権相談では、相談者に対して寄り添った丁寧な傾聴を行った。	—	広報小山及びホームページで案内 ○人権擁護委員による人権相談の受付 日時：毎月第2金曜日 10:00-12:00 13:00-15:00 場所：小山市役所5階 相談室5B 体制：人権擁護委員4名 (午前・午後各回2名)	
					●栃木人権擁護委員協議会第二部会での研修の実施	人権・男女共同参画課	継続	13	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年10回開催予定 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施	—	—	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年10回開催 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施した。	A	研修の実施では、委員の意見を取り入れ、講師を招いたり、人権相談や人権講話等を行ううえで実際に役立つ内容とするよう心がけた。また、人権相談では、相談者に対して寄り添った丁寧な傾聴を行った。	—	○栃木人権擁護委員協議会第二部会定例研修会 ・年8回開催 ・人権に関する知識の深化及び相談対応のスキルを身に付けることを目的に実施した。	
					●電話・メールによる相談の実施	人権・男女共同参画課	継続	13	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝祭日、年末年始を除く) 随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名 (人権・男女共同参画課に配属)	—	—	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝祭日、年末年始を除く) 随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名 (人権・男女共同参画課に配属)	A	研修の実施では、委員の意見を取り入れ、講師を招いたり、人権相談や人権講話等を行ううえで実際に役立つ内容とするよう心がけた。また、人権相談では、相談者に対して寄り添った丁寧な傾聴を行った。	—	○電話・メール・来課による相談の受付 月～金 8:30～17:15 (土日、祝祭日、年末年始を除く) 随時対応 ○隣保事業生活相談員による巡回相談 相談員：1名 (人権・男女共同参画課に配属)	

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画		
2	(1)	②	相談窓口に関する情報の周知																
2	(1)	②	10	○各種広報媒体を活用した各相談窓口情報の周知	●人権啓発パンフレットの活用	●人権啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレットを作成し、配布する。(年1回) ・テーマは検討中 2,000部作成予定 ○ホームページ掲載	人権・男女共同参画課	継続	14	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレット~障がいのある人と人権「共生社会の実現に向けて」のリーフレットを2000部作成、関係機関等へ配布し、啓発を行った。 ○ホームページ掲載を実施した。	—	—	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレット~障がいのある人と人権「共生社会の実現に向けて」のリーフレットを2000部作成、関係機関等へ配布し、啓発を行った。 ○ホームページ掲載を実施した。	A	令和6年4月より、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、理解等を促進するため、パンフレットの作成・啓発を実施した。 隣保事業でのリーフレット作成では、マイクロアグレッションや人権標語等身近な話題について取り上げ、人権運動団体のの方に、手にとっていただけるような内容を心がけた。	—	○人権教育・啓発パンフレットの活用 ・法務省作成のパンフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ○人権啓発パンフレットを作成し、配布する。(年1回) ・テーマは検討中 2,000部作成予定 ○ホームページ掲載		
										●広報小山・ホームページでの情報発信	○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布	—	—			○市ホームページに個別課題ごとの相談窓口の掲載「各種相談窓口一覧」を更新する ○広報小山による相談窓口の周知 ・人権特設相談についての特集記事掲載 ○人権啓発活動を通じた相談窓口の案内 ・市及び企業のイベント時の案内チラシ配布			
										●隣保事業での相談窓口情報啓発紙の発行	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 600枚作成	—	—			○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の作成・配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 300枚作成	—	○相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 300枚作成	
3 分野別課題																			
3 1 男女の人権																			
3 1 ① 男女共同参画社会の実現に向けた意識の向上																			
					●男女共同参画に関する啓発誌(Harmony)の発行	人権・男女共同参画課	継続	15	○男女共同参画に関する情報誌(Harmony)5号発行(11月1日 5,000部) 市民編集委員との協働による誌面作成 広報おやま11月号時に班回覧 ○Harmonyオンライン配信	—	—	○男女共同参画に関する情報誌(Harmony)の発行(75号11/1発行 6,500部) ・広報おやま11月号と同時期に市内自治会班回覧配布。本庁舎、各公民館、図書館等へ設置、ワーク・ライフ・バランス推進事業者等に配布。 ○Harmonyオンライン 年3回配信(4/15、7/15、12/20)			○男女共同参画に関する情報誌(Harmony)76号発行(11月1日 6,500部) 市民編集委員との協働による誌面作成 広報おやま11月号時に班回覧 ○Harmonyオンライン配信				

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	1	①	11		○男女共同参画への理解を深めるための研修会・講演会の開催 ○多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動の推進	●男女共同参画フェアの開催	人権・男女共同参画課	継続	15	○21回男女共同参画フェア 6/29 10時～15時 市役所1階多目的ホール	—	—	○小山市制70周年 第21回小山市男女共同参画フェア にじいろおやまフェス2024 ～たれもが自分らしく生きられる未来へ～ 6/29 延べ186名参加 ・第13回小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定証交付式 ・白鷺大生による調査報告 「育児は変わりますか？～未来のワークライフバランスを考える～」ファシリテーター：板倉一平 ・紙音芝居NOTET 紙音芝居「菫のしまのぼうけん」「モンスターの秘密」、朗読劇「タイムライト」（男女共同参画スペシャルストーリー） ※展示コーナー ・小山市男女共同参画啓発誌「みらい」メッセコーナー ・男女共同参画の視点で見た防災 ・白鷺大生による調査報告パネル	B	情報誌作成やセミナー等を開催する際は、男女共同参画を深めるため多様に配慮した内容とした。セミナー等の周知には、様々な媒体を活用した。	—	○22回男女共同参画フェア 10/5 10時～15時 市役所1階多目的ホール
						●男女共同参画に関するセミナー・講座の開催	人権・男女共同参画課	継続	15	○人生100年時代への生きがいづくり支援セミナー ○女性のための再就職支援セミナー ○男性の家庭参画支援セミナー ○おやままちづくり出前講座	—	—	○人生100年時代への生きがいづくり支援セミナー 「あたらしく生きるヒントを見つけるワークライフバランス」講師：板倉一平（5/10 15名参加） ○女性のための再就職支援セミナー 開催なし ○男性の家庭参画支援セミナー 「パパの育児・家事スキルアップセミナー～知のちこで種別スイッチづくり」 講師：篠原和香子（11/2 5組12名参加） ○おやままちづくり出前講座 第1部：啓発誌「みらい」を用いた出前授業 第2部：「春馬場」における男女共同参画 講師 菱沼 秀一（12/23 7クラス146名参加）	B	—	○人生100年時代への生きがいづくり支援セミナー 男性の家庭参画支援セミナー （パパの育児・家事スキルアップセミナー） ○おやままちづくり出前講座	
						●各種媒体を活用した広報・啓発	人権・男女共同参画課	継続	15	○広報おやま・市ホームページ・市SNS・行政テレビ・おーラジ等の活用 ○啓発誌「みらい」の活用	—	—	○広報おやま・市ホームページ・市SNS・行政テレビ・おーラジ、地域情報誌を活用し、各種情報を提供した。 （18推進事業者紹介、男女参画共同週間、男女共同参画フェア・セミナー） ○啓発誌「みらい」 中学校1年生、義務教育学校7年生・教職員に配布（11校、1,563冊） ○啓発活動 ・男女共同参画週間における展示（本庁、中央図書館） ・男女共同参画フェアにおける展示 ・街頭啓発活動（農業祭、しらすさ籠まつり他）	B	—	○広報おやま・市ホームページ・市SNS・行政テレビ・おーラジ等の活用	
					★審議会等における女性委員の割合の向上		継続	16	○女性委員登用率調査(4月)庁内電子掲示板等を活用し、年度初めに取組について周知 ○委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施	★37.8%	★36.4%	○審議会における女性委員の割合（令和6年4月1日現在）36.4%（委員総数1,522名中女性554名 対象審議会等123） ・庁内電子掲示板を活用し、年度初めに取組について周知 ・委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施。	B	—	★40%以上 60%以下	○女性委員登用率調査（4月） 庁内電子掲示板等を活用し、年度初めに取組について周知 ○委員委嘱起案の際の合議を促し、適宜指導を実施	
					●市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上		継続	16	○女性職員結の会セミナーの実施および結城市女性職員との交流会	30.9%	30.2%	○市職員の管理監督職に占める女性の割合の向上 ・市職員の管理監督職（係長職以上）に占める女性の割合 令和6年4月1日現在 30.2%（管理監督職総数295名中女性89名） （参考）市職員の管理職（課長以上）に占める女性の割合 令和6年4月1日現在 17.9%（管理職総数78名中女性14名） ○女性職員結の会セミナー ・「議会を知らろう！」講師 市職員（8/8 35名参加） ○小山市・結城市女性職員研修 ・「現場・声」に男女共同参画の視点を」講師 瀬山紀子（11/12 14名参加）	B	セミナー等を開催する際は、男女共同参画を意識した内容とした。セミナー等の周知には、様々な媒体を活用した。	30%以上	○女性職員結の会セミナーの実施および結城市女性職員との交流会	

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	1	①		12	○女性の社会参加の促進	●女性のエンパワメント支援事業	人権・男女共同参画課	継続	16	○政治分野への女性活躍応援セミナー ○明日のビジネスを担うリーダー塾	—	—	○政治分野への女性活躍応援セミナー 「おやまの未来を築く あなたの声を届けよう」意思決定の場へ一歩踏み出す勇気を応援します～」講師：川面 充子 (2/1 14名参加 議員6名) ○明日のビジネスを担うリーダー塾 「月曜から乾杯！～私と日本酒：輝く未来をつくるビジネスを築こう～」講師：小林 麻由美 (8/19 20名参加)			—	○政治分野への女性活躍応援セミナー ○明日のビジネスを担うリーダー塾
						●男性の家庭参画推進事業	継続	16	○男性向けの家庭参画支援セミナー	—	—	○パパの育児・家事スキルアップセミナー～旬のいちごで簡単スイーツづくり講師：篠原 和香子 (11/2 5組12名参加)		—		○男性向けの家庭参画支援セミナー	
						●おやまイクボス協議会登録事業所の拡大	継続	16	○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催	74社	82社	○第5回おやまイクボス協議会セミナー「白鷗大生による調査報告及び意見交流会『育児は変わりますか？～未来のワークライフバランスを考える～』」ファシリター：板倉 一平 (6/29 34名参加) ○第6回おやまイクボス協議会セミナー「働き方改革&ハラスメント対策セミナー」主催：栃木県産業労働観光部労働政策課他 (8/23 5社6名参加)		84社		○おやまイクボス協議会登録へのPR啓発 ○セミナーや交流会の開催	
3	1	①		13	○男女共同参画の視点に立った学校教育の充実 ○男女共同参画の理解促進のための教職員研修等の充実	●男女共同参画の視点に立った学校教育	こども教育課	継続	17	—	—	○学級活動や社会科、総合的な学習の時間等の授業において、人権課題を取り上げ、直接的指導を行った。 ○性別にかかわらず、個人の特性や特技を生かせるような係分担、役割を意識した学級経営を行った。 ○男女混合名簿を使用した。 ○式典での呼名や授業での指名の際は、「～さん」という呼び方に統一している。	A	日々の生活の中に人権教育がちりばめられていることに留意し、直接的指導だけでなく、間接的指導・基底的指導も大切に取扱った。	—	○各教科および学級活動の授業での直接的指導 ○グループ編成や係決定の際の男女の固定的なイメージや役割意識を持たないような配慮や指導 ○男女混合名簿の使用、学校生活や行事等における呼名の配慮	
						●男女共同参画に関する教職員の研修		継続	17	○教職員を対象とした人権研修の実施 ○各中学校ブロックでの人権教育研修会の実施	年1回ずつ	各年1回			○市教委主管で「人権教育主任研修」「人権教育研修」等を実施した。 ○中学校区ごとの小中一貫教育研修会の中で、人権研修会を設け、研究授業、人権に関する講話、ワークショップなどを学校区ごとに実施した。	年1回ずつ	○教職員を対象とした人権研修の実施 ○各中学校区での人権教育研修会の実施

基本 的 取 組	施 策 の 方 針	施 策 の 方 向	項 目	事 業 番 号	事 業 名	事 業 内 容	担 当 課	新 規 ・ 継 続	第 3 次 事 業 番 号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未 実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画		
3	1	②	<b>男女の人権の尊重</b>																
3	1	②	<b>ア. 女性に対する暴力の根絶に向けた教育及び啓発</b>																
						○DV防止啓発活動 (小山市パープルリボン運動)		継続	18	○11月を小山市パープルリボン運動月間として啓発 ・パープルツリー・パープルリボンを活用した啓発 ・DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知	—	—	○11月パープルリボン運動の実施 ・女性に対する暴力をなくすパープルリボン運動の周知 ・パープルリボンツリーの設置 ・パープルリボンの配布(本庁、男女共同参画センターほか全16カ所) ・DV相談カード、相談窓口を掲載したチラシの配布。 ・展示啓発(本庁、中央図書館) ・ODV防止啓発研修会の実施 「子どもたちを性暴力から守るために～私たちが知っておきたいこと～」 講師:藤平 裕子(11/19 31名参加)		パープルリボンの活用・研修会を通じてDV防止啓発を進めるとともに、若年層に向けての啓発も実施した。 DV相談カードは公共施設等の女性トイレ内に設置することで、被害女性が手に取りやすく、加害者にわかりにくいようにしている。	—	○11月を小山市パープルリボン運動月間として啓発 ・パープルツリー・パープルリボンを活用した啓発 ・DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知		
3	1	②	ア	14	○女性に対する暴力を根絶するための教育及び啓発活動の推進 ○各種広報媒体を活用した相談窓口や支援制度の周知	●児童生徒を対象としたデートDV・性暴力等に関する予防啓発	人権・男女共同参画課	継続	18	○デートDV防止啓発研修 ○デートDV防止啓発冊子配布	—	—	○デートDV防止啓発研修 ・デートDV防止啓発前講座 ①「デートDV」を知ろう 尊重しあう対等な関係を作るために ②「性暴力」って何だろう 加害者にも被害者にも傍観者にならないために 講師:丸山 文子 7/5 小山第三中 中学3年生 7クラス 236名 7/16 豊田中 中学3年生 2クラス35名 ○デートDV防止啓発冊子の配布 「すてきな関係を築くために大切なこと」 中学3年生及び義務教育学校3年生・教職員1,331冊	B		—	○デートDV防止啓発研修 ○デートDV防止啓発冊子配布		
						●相談窓口や支援制度の周知		継続	18	○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知	—	—	○DV相談カードの設置・配布(市内公共施設、大型商業施設、小山駅、協力事業所等) ・情報誌la rmonyでの掲載 ・イベント時の啓発(農業祭)			—	○DV相談カード、情報誌等での相談窓口の周知		
3	1	②	<b>イ. 相談支援体制の充実</b>																
						○DV被害者に対する相談支援体制の充実 ○各種ハラスメント、性犯罪等に対する防止対策の推進及び相談体制の充実	●女性対象の専門相談の実施	人権・男女共同参画課	継続	20	○女性の生き方なんでも相談(毎月第4金曜日) 女性の弁護士による法律相談 ○女性のための心の相談(毎月第4金曜日) 女性のカウンセラーによる相談	—	—	○女性の生き方なんでも相談(毎週第4金曜日) 女性の弁護士による法律相談 申込52件、相談41件 ○女性のための心の相談(毎月第4金曜日) 女性のカウンセラーによる相談 申込30件、相談22件	B	同性の相談員を配置し、相談しやすく相談者に寄り添えるように配慮した。	—	○女性の生き方なんでも相談(毎月第4金曜日) 女性の弁護士による法律相談 ○女性のための心の相談(毎月第4金曜日) 女性のカウンセラーによる相談	
3	1	②	イ	15		●各種相談機関の紹介・周知		継続	19	○各種相談機関の紹介 ○DV相談カード、情報誌等による相談窓口の周知 ○市ホームページ等による相談機関等の周知			○相談内容に応じて市で実施する相談窓口の他、栃木県、法テラス、バルティ等の相談機関を紹介 ○DV相談カードの設置・配布(市内公共施設、大型商業施設、小山駅、協力事業所等)、情報誌ハラスメントの相談窓口の掲載 ○職場におけるハラスメント、DV防止(若年層の性暴力被害)、専門窓口について市ホームページで周知				○各種相談機関の紹介 ○DV相談カード、情報誌等による相談窓口の周知 ○市ホームページ等による相談機関等の周知		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画	
						●配偶者暴力相談支援センター相談支援体制の充実	子育て家庭支援課	継続	21	○「困難な問題を抱える女性への支援に対する法律」が令和6年4月に施行され、相談内容が多岐に渡るため配偶者暴力相談支援センターの相談体制を整える。	—	—	○配偶者暴力相談支援センター機能の充実を図るため、関係機関との連携を密にし、相談支援を行った。 ＜配偶者暴力支援センター＞ 時間：9時～17時、相談員：4名 ＜DV相談件数・新規 83件、延 1,378件 ＜証明書発行・延件数 77件 ＜緊急安全確保事業＞ 2件 ＜相談員の研修受講回数＞延13回  ○要保護児童等対策地域協議会にときぎ男女共同参画センターや警察等様々な機関に委員になって頂いており、DV相談の現状等について情報を共有した。	A	相談者の人権に最大限配慮し、適切かつ慎重、迅速に相談支援等を行った。	—	○専任の女性相談支援員を2名のほか、母子父子自立支援員兼女性相談支援員を1名増員し3名、計5名での体制とし、配偶者暴力相談支援センターの相談体制の充実を図る。 ○要保護児童等対策地域協議会にDV被害者支援に関わる関係機関からも委員として加わっていただいでおり、年2回予定している会議の中でDV相談の現状について共有し、必要に応じて防止対策や支援体制の協議を行う。
3	1	ウ	②	ウ	性に関する正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発	●体育・保健体育の授業における教育	こども教育課	継続	22	○保健の授業を年間指導計画に基づいて計画的、意図的に指導する。 ・担当教職員の共通理解の下、発達段階に応じて、性に関する正しい知識を学べるよう配慮する。	—	—	○思春期保健講座（健康増進課主幹） 実施校：美田中、大谷中、小山第二中、間々田中、絹義務後期、小山第三中、小山中、乙女中、小山城南中各校2年生または3年生を対象に実施。 （内容）保健師や助産師の指導の下、教科、領域の学習において得た知識を、より具体的に映像や体験活動を通して命の大切さや生についてさらに性との向き合い方や性自認について考えた。 ○ピアカウンセリング 自尊感情を高め、人生設計を見通した性に関する意思決定ができる力を高めるために実施。（豊田中、アルカディアで実施） （内容）自分や相手の長所や短所を知り、個性を大切にできる気持ちや自尊感情を高める、自分の過去・現在・未来を見つめ、それを他の生徒と共有することで自他の人生の大切さを知る。	B	受精・妊娠、異性への尊重などを普段接している教員では指導が難しい内容を専門家の立場を利用して指導できず、体験活動の方法等を講師と事前に打ち合わせし、受け手である児童生徒を第一に事業を展開した。	市内全校実施	○保健の授業を年間指導計画に基づいて計画的、意図的に指導する。 ・担当教職員の共通理解の下、発達段階に応じて、性に関する正しい知識を学べるよう配慮する。
						●中学校・義務教育学校後期課程における思春期講座の実施		継続	22	○健康増進課の主管の下、各学校で思春期保健講座を実施する。 ・保健の授業を通して学んだ生に関する知識を基盤として、既習の知識の再確認や新たな視点からの情報提供を行う。 実施予定校：小山中、小山二中、小山三中、小山城南中、大谷中、間々田中、乙女中、豊田中、美田中、絹義務	—	—			市内10校実施	○健康増進課の主管の下、各学校で思春期保健講座を実施する。 ・保健の授業を通して学んだ生に関する知識を基盤として、既習の知識の再確認や新たな視点からの情報提供を行う。 実施予定校：小山中、小山二中、小山三中、小山城南中、大谷中、間々田中、乙女中、豊田中、美田中、絹義務	
3	1	ウ	②	ウ	性に関する正しい知識を持つための発達段階に応じた教育・啓発	●思春期保健講座の実施	子育て家庭支援課	継続	24	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：9校	思春期保健講座：市内中学校7校	思春期保健講座：市内中学校7校	○「思春期保健講座」：9校 受講者合計1,117名 【美田中、二中、間々田中、絹義務教育学校、大谷中、三中、乙女中、小山中、城南中】	A	性の多様性を説明した上で、互いの気持ちを尊重する大切さを伝えた。	思春期保健講座：市内中学校及び絹義務教育学校 計10校	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：10校
						●中学生ピアカウンセリングの実施		継続	24	○市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー（自治医科大学ピア部）による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設	ピアカウンセリング事業：市内中学校1校及びアルカディア	ピアカウンセリング事業：市内中学校1校及びアルカディア計2箇所	○「中学生ピアカウンセリング」 ：2か所 受講者合計75名 【豊田中学校、小山市教育支援センター（アルカディア）】	A	性の多様性を考え、自分の性をどう受け止めて生きていくかを考えるきっかけ作りを行った。	ピアカウンセリング事業：市内中学校及びアルカディア 2箇所程度	○市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー（自治医科大学ピア部）による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告		事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画	
									現状値 (R3)	実績値 (R6)	現状値 (R3)	実績値 (R6)					
3	2	子どもの人権															
3	2	① 子どもの人権の尊重															
3	2	① ア. 市民意識の向上															
3	2	①	ア	18	○子どもの人権尊重に関する市民意識向上のための啓発活動の推進	★オレンジリボンキャンペーンの実施	子育て家庭支援課	継続	26	○事件発生から20年の節目であるため、これまでの啓発方法を見直し、市民の皆様の見解を取り入れて、効果的な啓発を実施する。	★啓発ポスターの設置 依頼事業 所数 14社	★啓発ポスターの設置 依頼事業 所数 2,500社	A	関係機関の協力のもとに令和5年度より紙通知ではなく、電子配信に切り替えた	★啓発ポスターの設置 依頼事業 所数2,000社	・青年層に向けた啓発を検討するべく、県内大学との事業連携により効果的なキャンペーン活動を実施する。 ・小山商工会議所へ啓発ポスターの周知依頼をする。	
						●虐待防止月間を行う啓発活動の実施	子育て家庭支援課	継続	26	○虐待防止推進月間に関係機関向けに動画配信を行う（「児童虐待への対応と協力依頼について」の通知含む） ○「児童虐待防止に関する協力依頼」、「児童虐待防止推進月間啓発チラシ」、「ヤングケアラー啓発チラシ」、「里親月間チラシ」を各関係機関保護者向けに配布する（電子通知含む）	虐待防止講演会の開催 0回	児童虐待防止に関する講演会として1,045施設に動画配信（1回※再生可）			児童虐待防止に関する講演会として動画配信（再生可）	令和7年上半年までに動画内容を検討し、講師派遣依頼、令和7年9月より各関係機関向けに動画配信と啓発チラシを電子配信（対象機関については、約1500施設）	
						●ヤングケアラーについての啓発活動の実施	子育て家庭支援課	新規	新規		啓発チラシの配布3回	保護者約2万人（延）へ電子通知			市内小・中・義務教育学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に通うこともの保護者延2万人へ小山市作成啓発チラシ（5種類）電子通知	保護者延2万人へ電子通知啓発	引き続き、11月オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの他に、各講座でも啓発実施。月間に合わせて、市内小・中・義務教育学校、保育所（園）・幼稚園・認定こども園・認可外保育施設に通う保護者延2万人へ啓発通知
						●人権推進保育施設における所内研修	子ども教育課	継続	25	○所内研修 ・出井保育所 「一人一人が尊重されるインクルーシブ保育を目指して」 ・網戸保育所 「子どもを尊重する保育」 ・間々田北保育所 「家庭との連携を意識した運動遊び」 ・城北保育所 「子どもの主体性を活かす保育の学びと実践からの保護者支援」	月1～2回	月1～2回			○所内研修 ・出井保育所 「一人一人が尊重されるインクルーシブ保育を目指して」 ・網戸保育所 「子どもを尊重する保育」 ・間々田北保育所 「家庭との連携を意識した運動遊び」 ・城北保育所 「子どもの主体性を活かす保育の学びと実践からの保護者支援」	月1～2回	○所内研修 ・出井保育所 「一人一人が尊重されるインクルーシブ保育を目指して」 ・網戸保育所 「家庭との連携を意識した運動遊び」 ・城北保育所 「子どもの主体性を活かす保育の学びと実践からの保護者支援」
					●人権擁護に関する研修会	子育て家庭支援課	継続	25	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施	年3回	年3回	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施	年3回	○家庭支援担当者会議の実施 ○人権擁護に関する研修会の実施			

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画		
									現状値 (R3)	実績値 (R6)							
3	2	①	イ.「心の教育」の推進														
3	2	①	イ	19	○社会奉仕体験活動、自然体験活動、高齢者・障がい者との交流活動、文化・スポーツ活動等を通じた「心の教育」の推進	●異年齢児交流事業	子ども教育課	継続	27	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施	年1～2回	年1～2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施	B	様々な感染症に配慮し、施設内での交流を再開した。	月1～2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 7か所 で実施
						●世代間交流事業		継続	27	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施	年1～2回	年1～2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 8か所 で実施			年1～2回	民間保育園 24か所 認定こども園 16か所 公立保育所 7か所 で実施
						●認定こども園・保育所交流会		継続	27	開催予定なし	年1～2回	年1～2回	開催予定なし			0回	開催予定なし
						●小学校と中学校の連携を見据えた取組	子ども教育課	継続	28	○各中学校区での「次代を担う子ども像」具現化のための取組 ○各中学校区での人権教育研修 ○各中学校区での小・小／小・中学校の交流	—	—	○各中学校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、小中一貫教育研修の一つとして、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。	B	互いの学校のよさを大切にした雰囲気の中、実施できた。	—	○各中学校区での「次代を担う子ども像」具現化のための取組 ○各中学校区での人権教育研修 ○各中学校区での小・小／小・中学校の交流
						●信頼ある学級づくり		継続	28	○道徳教育の要である道徳化の授業の充実 ○人権に配慮した雰囲気・言語環境づくり	—	—	○特別活動や道徳などでコミュニケーションの仕方や言葉遣いを扱った授業を実施した。また、教職員の人権感覚を磨くため、研修等を実施し一人一人が大切にされる学級経営に努めた。			—	○道徳教育の要である道徳化の授業の充実 ○人権に配慮した雰囲気・言語環境づくり
●特別活動、総合的な学習の時間等での異年齢児・世代間交流活動の実施	継続	28	○地域人材、ゲストティーチャー等による講話 ○職場体験学習等を通じた異年齢集団との交流	—	—	○地域人材やゲストティーチャー等による講話を実施した。 ○職場体験学習、町探検等の行事を実施し、異年齢集団との交流を行った。	—	○地域人材、ゲストティーチャー等による講話 ○職場体験学習等を通じた異年齢集団との交流									
3	2	②	いじめ等の問題に関する取組の推進														
3	2	②		20	○子ども一人一人が存在感を持つことができるような指導・支援の強化	●人間関係を育む保育の実施	子ども教育課	継続	33	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り	—	—	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り	A	各保育施設に、子ども達が自分の気持ちや意見が言える環境づくりの大切さを周知した	—	○日常保育の中で、子ども達が自分の気持ちや意見が言えるような環境作り
						●保護者への啓発		継続	33	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して啓発	—	—	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して啓発			—	○お便りや保育参観、一日保育士体験等を活用して 啓発
						●いじめゼロ子どもサミットを受けた取組	青少年支援課	継続	29	○5月1日(水) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ・学校教育課指導主事との打合せ ○5月14日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「多様性を理解し合い、誰もが自分らしく生活できる学校～ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して～」 ・テーマに沿ったグループ協議、パネルディスカッションを行い、多様性を理解することで、ちがいを認め合い、自分らしさを生かせる学校(=いじめのない学校)にするためのスローガンを各中学校区で作成した。 ・実施後サミットで協議した内容を市内各校で共有し、各校のいじめゼロの取組に生かせるようにした。	年2回	年2回	○いじめゼロ子どもサミット実行委員(R6.5.1) ○いじめゼロ子どもサミット(R6.5.14) ・令和6年度は、児童生徒がタブレットを用いて、自分の思いや考えを他の児童生徒と共有した。 ・令和6年度テーマ「多様性を理解し合い、誰もが自分らしく生活できる学校～ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して～」 ・活動内容 ・テーマに沿ったグループ協議、パネルディスカッションを行い、多様性を理解することで、ちがいを認め合い、自分らしさを生かせる学校(=いじめのない学校)にするためのスローガンを各中学校区で作成した。 ・実施後サミットで協議した内容を市内各校で共有し、各校のいじめゼロの取組に生かせるようにした。	B	いじめサミットができた経緯を振り返ることで、改めて、いじめをなくすのは自分たち自身であるという意識を持たせた。また、いじめを自分たちの問題と捉え、子どもたち一人一人が、主体的に自分の意見を述べる話し合いを通して、いじめをなくすためにどうしたらよいかを、真剣に考え、子どもたち自らいじめをなくす気運を高め、よりよい学校づくりをめざすことができるようテーマの設定やサミットの運営方法に配慮した。	年1回	○5月8日(木) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 ・いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ○5月27日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「誰もが自分らしく安心して生活できる学校を目指して～いじりについて考えてみよう～」 ・テーマに沿ったグループによる話し合い活動、発表、振り返り ・サミットでの活動を基に各学校においていじめ防止を目指した取組を実施する。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画	
					●学級活動におけるよりよい人間関係づくり		こども教育課	継続	29	年2回	年2回	○hyper-QU・Q-Uの結果をもとに、児童生徒一人一人の状況を把握し、好ましい人間関係づくりに向けた個別の支援を実施することで、児童生徒の学校生活の満足度の向上を図った。	B	児童生徒の発達段階や特性に応じた個性を認め合うなど好ましい人間関係づくりのための支援を充実させるとともに児童生徒の生活する学校での言語環境を整えるよう工夫した。	年2回	○hyper-QU・Q-Uの実施 ・結果をもとに、児童生徒一人一人の状況を把握し、好ましい人間関係づくりに向けた個別の支援を実施	
					●学校行事における一人一役			継続	29	随時	随時	○児童生徒が、自身の所属する集団の中で「自己有用感」をもつことができるよう、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じた役割を任せ、責任を果たした際には、取組や成果を認めるよう取り組んだ。児童生徒が主体の学校行事を展開するよう、事前・事後の活動を充実させた。	B	1人1人の児童生徒に活躍の場面をつくるよう指導した。自己の責任を果たす活動を通して「自己有用感」「所属感」の高揚を図った。	随時	○様々な学校行事の実施 ・児童生徒が、自身の所属する集団の中で「自己有用感」を持つことができるよう、児童生徒の発達段階や個々の特性に応じた役割を任せ、責任を果たした際には、取組や成果を認める取組	
					●いじめに関するアンケート調査	青少年支援課		継続	29	最低年3回	最低年3回	○アンケートの実施によるいじめの早期発見・早期対応・各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じたアンケートの実施 ・教育相談や個人面談の実施	B	○全ての学校で年3回以上実施した。 ○各学校では最低でも学期毎に1回、多い学校では毎月1回の「いじめアンケート」を実施した。また、計画的な教育相談や不定期の個人面談などをおした児童生徒の状況把握に努め、いじめの早期発見・早期対応につなげた。	アンケート結果を受け、対応について組織で検討し、必要に応じて個別の面談を実施するなど、児童生徒一人一人の状況に応じた対応をするよう徹底した。	最低年3回	○アンケートの実施によるいじめの早期発見・早期対応・各学校の実態や児童生徒の発達段階に応じたアンケートの実施 ・教育相談や個人面談の実施
					●保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」の作成・配布	生涯学習文化課		継続	8	年3回	年3回	○学期毎に作成・配布 具体的な内容は未定だが、子どもの自尊感情、自己肯定感に関わる内容を中心に取り上げる予定。	B	マイクロアグレッションについて取り上げた。	年3回	○学期毎に作成・配布 具体的な内容は未定だが、子どもの自尊感情、自己肯定感に関わる内容を中心に取り上げる予定。	
					●小山市いじめ等防止市民会議の開催	生涯学習文化課		継続	8	年2回							
					●いじめゼロ子どもサミットに向けた取組	青少年支援課		継続	8		いじめゼロスローガンづくりに変更	年1回	○いじめゼロ子どもサミット 「多様性を理解し、誰もが自分らしく生活できる学校～ちがいを認め合える、いじめのない学校を目指して～」と題し、多様性を理解し、ちがいを尊重し、認め合って生活していくことがいじめ防止や誰もが生きやすい社会の実現について協議。全体での共有を行った。成果を各校に持ち帰り実践につなげるよう働きかけた。 参加者：児童生徒47名、教職員40名	B	子どもたちの主体性を重視し、意見が出しやすい話し合いとなるよう工夫した。	年1回	○5月8日(木) いじめゼロ子どもサミット実行委員会 いじめゼロサミットに向けての内容確認と役割分担 ○5月27日(火) いじめゼロ子どもサミット ・テーマ「誰もが自分らしく安心して生活できる学校を目指して～いじりについて考えてみよう～」 ・テーマに沿ったグループによる話し合い活動、発表、振り返り

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	2	②		21	○小・中・義務教育学校への相談員の配置による学校教育相談の充実 ○下都賀教育事務所「いじめ・不登校等対策チーム」との連携	●相談員研修会の実施	青少年支援課	継続	31	○相談員研修会 ・個々の相談員のスキルアップ ・事例研究 ・情報交換	年2回	年2回	○相談員研修会の実施 4月4日と7月31日に研修会を実施した。7月31日の研修会では、「特別な支援を要する児童生徒の理解」と題し、学校教育課児童生徒指導係による講話を通じた研修を実施した。また、中学校区ごとの相談員同士の話し合い、同一校種の相談員同士の話し合いを行った。各学校における相談事例や、各学校における教育相談の取組・相談員の活用状況等に関する情報交換を通じて、各学校における相談員としての役割について確認した。	B	事例検討・情報交換・情報共有等をする際の守秘義務の徹底	年2回	○相談員研修会 ・個々の相談員のスキルアップ ・事例研究 ・情報交換
						●関係機関との連携		継続	31	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と不登校適応指導教室との情報交換会 年3回 ・教育委員会と不登校適応指導教室との打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と教育支援センターとの情報交換会 年3回 ・教育委員会と教育支援センターとの打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時	事例検討・情報交換・情報共有等をする際の守秘義務の徹底	事業計画通り		○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と教育支援センターとの情報交換会 年3回 ・教育委員会と教育支援センターとの打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時	○青少年相談室、教育支援センター、子育て家庭支援課、県南児童相談所との連携 ・青少年相談室と教育支援センターとの情報交換会 年3回 ・教育委員会と教育支援センターとの打合せ 毎月1回 ・いじめ問題対策連絡協議会やケース会議における県南児童相談所や子育て家庭支援課との連携 随時	
3	2	③	児童虐待防止対策の充実														
3	2	③	ア. 児童虐待防止のための体制整備														
3	2	③	ア	22	○体罰の根絶に向けた職員に対する研修や啓発の推進	●人権教育に係る校内研修の充実	こども教育課	継続	32	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施	—	事業計画通り	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施した。	A	学校に関わる全ての者に行った。	市内全校実施	○7月・12月を教職員の服務規律強化旬間とし、体罰防止の校内研修を実施
						●中学校ブロック(中学校区)人権研修会の実施		継続	32	○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○参集型、オンライン研修を含む分散型で実施など、各校区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。		人権を尊重した教育活動がなされるよう、研修や研修用資料を用いて啓発を行った。	—	○人権に関する講話やワークショップなどの実施
						●教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行		継続	32	○子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)の実施と結果の周知	年1回	年1回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行 子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)を実施し、結果を周知した。		人権を尊重した教育活動がなされるよう、研修や研修用資料を用いて啓発を行った。	年1回	○子どもの人権に関するアンケート(教職員対象)の実施と結果の周知
						●コンプライアンス・チェックシート及びコンプライアンス・アクションシートを用いた研修		継続	32	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼	—	事業計画通り	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回：7月と12月 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成と周知 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼		チェックシートの結果から、全職員でアクションシートを作成して取り組んでいる。	市内全校実施	○服務規律強化旬間の実施による啓発 年2回 ○コンプライアンス意識の実態把握調査 ○自校の実態に合わせた不祥事防止のためのコンプライアンスアクションシートの作成 ○校長会や教頭会にて事態調査及び対応策のまとめの周知と活用依頼

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画		
3	2	③	ア	23	○迅速・的確に児童虐待に対応するための相談体制の充実 ○小山市要保護児童等対策地域協議会の円滑な運営と連携強化	●子ども家庭総合支援拠点における支援の充実	子育て家庭支援課	継続	34	○虐待対応専門員3名、子ども家庭支援員2名の合わせて5名の家庭相談員と正職員5名で児童家庭相談（虐待対応含む）に応じ、支援をしていく。	拠点数 1か所	拠点数 1か所	○虐待対応専門員3名、子ども家庭支援員2名の計5名の家庭相談員と職員5名で児童家庭相談（虐待対応含む）に対応。来所相談363件、家庭訪問381件、電話相談768件、他機関との調整1873件、学校訪問等178件、その他976件、支援方針会議226件、緊急支援方針会議302件、計5,067件対応。	A	個人でなく、組織で対応した	拠点数 1か所	○虐待対応専門員3名、子ども家庭支援員2名の計5名の家庭相談員と職員6名で児童家庭相談（虐待対応含む）に対応。令和7年度より職員のうち1名教育連携担当兼青少年支援員（いじめ対策・不登校支援室児童生徒指導係特別支援教育担当が配置されたため、連携・相談体制を強化していく。	
								継続	35	○関係機関を招集し、要保護児童等対策地域協議会個別ケース検討会議を実施し、対象児童家庭の問題点、支援方針、役割分担等を明確にしている。	年35回	年44回	○要保護児童等対策地域協議会事務局として、内容を熟知し、参集機関の選定、会議を運営。対象児童家庭の問題点、支援方針、役割分担を明確にした。関係機関の連携強化に努めた。			事務局だけの意見でなく、各関係機関の意見を吸い上げた	年44回	○個別ケースが多様化・複雑化しており、対応困難ケースが発生。各関係機関の意見・連携が求められるため、引き続き、必要時会議を開催する。
								継続	34	○児童虐待防止に関する出前講座を広く実施していく。（ヤングケアラー内容含む）	年1回	年1回	○高齢者サポートセンター桑網職員等13名に対して出前講座実施。事例について検討。			講義式だけでなく、グループワークを取り込んだ	年1回以上	○市民向けだけでなく、通告義務のある各関係機関向けにも講座を実施する。
								継続	36	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に努める。	年4回	年4回	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に努めた。			個人情報に配慮しながら情報を共有した。	年4回	○家庭支援を要する児童に対し関係機関等の連携を密に支援に努める。
								継続	36	○子育て家庭支援課等、関係機関との連携	—	—	○子育て家庭支援課や健康増進課等、関係機関との連携に努めた。			個人情報に配慮しながら情報を共有した。	—	○子育て家庭支援課等、関係機関との連携
3	2	③	イ. 虐待を受けた子どもの自立支援															
3	2	③	イ	24	○児童相談所等の関係機関・団体との連携による支援体制の強化 ○家庭的な環境で過ごせる居場所づくり	●要保護児童等対策地域協議代表者会議、実務者会議の開催	子育て家庭支援課	継続	38	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議（随時） 支援方針会議（毎週水曜日） 合同会議（必要時）	年2回 年4回 計6回	代表者会議 年2回 実務者会議 年4回 計6回	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議 44回 支援方針会議 毎週水曜日午後実施 合同会議 毎週水曜日午後必要時実施	A	会議の進め方等については委員にお諮りした	年2回 年4回 計6回	○要保護児童等対策地域協議会代表者会議 2回 実務者会議 4回 個別ケース検討会議（随時） 支援方針会議（毎週水曜日） 合同会議（必要時）	
						●要支援児童生活応援事業		継続	41	○「子どもの居場所 シリウス」の委託運営。 NPO法人 ビリーブに委託して実施する。 ○「子どもの居場所おひさま」の委託運営。 NPO法人さくらネットに委託して実施する。 ○おひさま・シリウス会議 2ヶ月に1回（自安）で実施。	2か所	2か所	○シリウス 開所日数192日、延べ利用件数858日 <前年度からの継続> 小学生 男2名、女2名 中学生 男3名、女3名 <令和6年度新規> 小学生 女1名 中学生 新規なし 計11名 ○おひさま 開所日数195日、延べ利用件数648日 <前年度からの継続> 小学生 男5名、女3名 中学生 男1名 <令和6年度新規> 小学生 男2名、女2名 中学生 新規なし 計13名 ○おひさま・シリウス会議：6回実施。		利用開始や中止については保護者や本人の同意の上で実施している。	2か所 (継続)	○NPO法人2か所による実施を継続。 「子どもの居場所 シリウス」NPO法人 ビリーブに委託し実施。 「子どもの居場所 おひさま」NPO法人、子どもの育ちを支える会さくらネット小山に委託し実施。 ○おひさま・シリウス会議2ヶ月に1回（自安）で実施。 ○今後の利用状況によって、第3の居場所も検討。	

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告		事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
										現状値 (R3)	実績値 (R6)	現状値 (R3)	実績値 (R6)					
3	2	④	子育て環境づくりの推進															
3	2	④	25	○地域における子育て支援体制の充実 ○子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	●子育て支援総合センターの充実	子育て家庭支援課	継続	40	○子育て支援事業の充実を図る総合拠点を設置 ほほえみ相談事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施する。	年未年始を除き常設	年未年始を除き常設	A	休日でも子連れで利用できる相談窓口を常設し、子どもの迎え、預かりのサポートを行うことで、子どもの人権を守る視点(児童虐待の未然防止)から、養育者の不安や負担の軽減ができるよう努めた。	年未年始を除き常設	○子育て支援事業の充実を図る。 総合拠点を設置 ほほえみ相談事業、子育てひろば事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業を実施する。			
					●ほほえみ相談事業の実施		継続	40		年未年始を除き常設	年未年始を除き常設			年未年始を除き常設				
					●常設の子育てひろば、出張ひろばの実施		継続	40		年未年始を除き常設 出張ひろばは2回/週	年未年始を除き常設 出張ひろばは2回/週			年未年始を除き常設 出張ひろばは2回/週				
					●ファミリー・サポート・センター事業の実施		継続	40		—	—			—				
					●一時預かり事業		継続	39		—	—			—				
					●地域子育て支援センター		継続	39		週5日開設	週5日開設			週5日開設				
3	2	⑤	子どもの貧困対策の推進															
3	2	⑤		★「第2次小山市子どもの貧困撲滅5か年計画」に基づく事業の実施	子育て家庭支援課 子ども政策課	継続	41	○令和5年に設置した小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会・幹事会において、継続的に施策の進捗評価、検証を行うとともに、次期「子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、協議を行っていく。	★計画の実施により目標値を達成した事業数10	★	A	利用にはオリエンテーションの実施が必須であり、児童一人ひとりの状況を確認した後にサービスを提供している。	★	下記のとおり				
				●子どもの貧困・虐待防止対策本部会議及びプロジェクト合同会議の開催		継続	41		—	—			—					

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画		現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
										令和6年度事業計画	実績値 (R6)							
3	2	⑤	26		○子どもの貧困への支援体制の整備・充実	★おやまこどもプラン「第3次子ども・子育て支援事業計画」に基づく事業の実施	子育て家庭支援課	継続	41	○令和5年に設置した小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会・幹事会において、継続的に施策の進捗評価、検証を行うとともに、次期「子ども・子育て支援事業計画」策定に向け、協議を行っていく。	—	5回	【R7年3月の現状値を記入】 ★計画の実施により目標値を達成した事業数0	★20指標	B	「こどもの貧困対策計画」や「児童虐待対策基本計画」を内包した誰一人取り残さない子ども・子育て支援の総合的な計画として策定した。 ○子ども基本法や子どもの権利条約の周知を重点事業とした。	★現状値以上	○小山市子ども・子育て会議において、施策の進捗管理・評価を行うとともに、「こどもがまんなかのまち」の実現を目指し、計画の見直し等の参考にするべく子ども・若者・子育て当事者の意見聴取を継続的に行う。
						●小山市子ども・子育て会議の開催	継続	41	—	5回	—	—	3回					
						●学校との連携による子どもへの支援・スクール・ソーシャル・ワーカーによる学校訪問・家庭訪問・家庭相談	青少年支援課	新規	新規	○市SSW3人 ○SSW1人あたり約30人の相談者 ○学校からの依頼による学校訪問、情報共有 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援 ・不登校、ひきこもり ・経済的困窮 ・障がい・虐待 ・育児、子育て、しつけ ・非行 ・いじめ ○ヤングケアラーに対して、関係機関と連携して対応 ○貧困家庭には、寄付していただいたお米を配布	—	随時	○学校からの依頼による学校訪問、家庭訪問を行い、学校との情報共有や情報提供を行うことで、学校と家庭の関係作りを行った。 ○学校、保護者、関係機関からの依頼による支援を行うことで子ども自身の支援体制を構築した。 ○子どもや保護者を関係機関につなげるための連絡調整を行った。	B			家庭環境に配慮し支援を行った。	
3	3	高齢者の人権																
3	3	① 高齢者の人権の尊重																
					●充実した生活を送るための各種事業の周知		継続	42	○広報おやま、ホームページ、おーラジを利用した広報、いきいき安心ガイドブックの発行、出前講座の実施等で、各種事業や介護保険制度の利用等について周知。	—	—	○おーラジ・負担割合・介護保険負担限度額・介護保険料 1回 ・高齢者サポートセンター 4回 ・介護予防事業 2回 ・エンディングノート 1回 ・成年後見制度 1回 ・在宅福祉サービス 1回 ○まちづくり出前講座 ・在宅福祉サービス 1回 ・在宅医療介護連携・在宅福祉サービス合同 1回 ○いきいきガイドブックの発行 ・発行数：3,000部 R6は発行なし ○各種事業をホームページに掲載	A	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮した内容で周知を行った。	—	○広報おやま、ホームページ、おーラジを利用した広報、いきいき安心ガイドブックの発行、出前講座の実施等で、各種事業や介護保険制度の利用等について周知する。		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の 進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
3	3	①	27	○高齢者の人権に関する啓発活動の推進 ○高齢者を豊かな能力を持つ人材として捉えるような市民意識の向上 ○充実した生活を送るエイジレス・ライフの推進	●シルバー人材センターの周知	高齢生きがい課	継続	42	○シルバー人材センター事業の広報・啓発、入会説明会実施(ともにシルバー人材センターで実施) ○チラシ・ポスターを庁内、高齢生きがい課窓口へ設置。 ○おーラジにシルバー人材センター職員と出演し、入会案内とシルバーフェスティバル開催のPRを行った。	—	—	○シルバー人材センター事業の広報・啓発、入会説明会実施(ともにシルバー人材センターで実施) ○チラシ・ポスターを庁内、高齢生きがい課窓口へ設置。 ○おーラジにシルバー人材センター職員と出演し、入会案内とシルバーフェスティバル開催のPRを行った。	A	シルバー人材センターと連携をとり、シニアの社会参加の機会の増進に努めた。	—	○シルバー人材センター事業の広報・啓発、入会説明会実施(ともにシルバー人材センターで実施) ○チラシ・ポスターを庁内、高齢生きがい課窓口へ設置。 ○おーラジにシルバー人材センター職員と出演し、入会案内とシルバーフェスティバル開催のPRを行う。
					●シルバー大学校への案内		継続	42	○シルバー大学校入学案内等を高齢生きがい課や各出張所等に設置、配布。高齢生きがい課で申込受付。 ○おーラジにシルバー大学校同窓会の方と出演し、入学案内のPRを行った。	—	—	○シルバー大学校同窓会支部同窓会支部事業への実施協力(5月市長講話会、7月地域活動学習)、シルバー大学校内の窓口設置や願書の受領。 ○おーラジにシルバー大学校同窓会の方と出演し、入学案内のPRを行った。	A	シルバー大学校同窓会小山支部と連携をとり、高齢者の社会参加の機会の増進に努めた。	—	○シルバー大学校入学案内等を高齢生きがい課や各出張所等に設置、配布。高齢生きがい課で申込受付。 ○おーラジにシルバー大学校同窓会の方と出演し、入学案内のPRを行った。
					●思桜会(老人クラブ)活動の推進		継続	42	○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。その他、友愛サロン・シニアウォーキング事業実施クラブや、各地区老人クラブ連絡協議会等に助成金を交付。思桜会主催各種事業の実施。自治会長あて通知で新規クラブ設置や加入促進協力を依頼。広報誌(いきいさだより)年2回発行など。	—	—	○思桜会(小山市老人クラブ連合会)、会員加入促進についての広報・啓発及び、各種事業の実施 ○思桜会広報誌「いきいさだより」年2回発行。おーラジに職員や会長・会員が出演イベントや思桜会の魅力のPRを行った。 ○事業計画通り事業実施。6月輪投げ大会、7月GG、ベタンク大会、9月スポーツ大会、10月思桜会大会、表彰式、11月女性部親善事業、12月思桜会作品展、1月若手部事業ボウリング大会の実施など。	A	広報誌いきいさだより(年2回発行)やおーラジ出演で、思桜会活動の周知や、地域に根ざした思桜会の魅力発信に努めた。シルバー人材センター、シルバー大学校同窓会などの関係機関とも連携をとり、シニアの社会参加の機会の増進に努めた。	—	○思桜会活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。その他、友愛サロン・シニアウォーキング事業実施クラブや、各地区老人クラブ連絡協議会等に助成金を交付。思桜会主催各種事業の実施。自治会長あて通知で新規クラブ設置や加入促進協力を依頼。広報誌(いきいさだより)年2回発行。おーラジに職員や役員・会員が出演イベントや思桜会の魅力のPRを行う。
				★生き生き好齢者育成支援推進事業 ↓ ●シニアの社会参加に関する相談と情報提供			継続	42	○高齢生きがい課で、シニアの社会参加に関する相談に応じる。県の「がらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、がらっとのセミナーの案内をはじめ、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。	★サイト閲覧件数 R3で事業終了のため、設定を削除する	—	○県の「がらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、がらっとのセミナーの案内、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。 ○老人クラブなど高齢者が参加し交流できる団体への入会を案内したり、高齢の方でも安心して働けるシルバー人材センターなどを紹介した。 ○シニアの社会参加に関する相談の名称で毎月市広報誌に窓口情報を掲載した。	A	老人クラブなど高齢者が参加し交流できる団体への入会を案内したり、高齢の方でも安心して働けるシルバー人材センターなどを紹介した。	—	○県の「がらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、がらっとのセミナーの案内、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。 ○老人クラブなど高齢者が参加し交流できる団体への入会を案内したり、高齢の方でも安心して働けるシルバー人材センターなどを紹介した。 ○シニアの社会参加に関する相談の名称で毎月市広報誌に窓口情報を掲載する。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
3	3	①		28	○学校教育における高齢者との世代間交流等を通じた高齢者についての理解の促進	●道徳教育の充実	子ども教育課	継続	43	○道徳科における指導の充実「父母・祖父母への尊敬」に関する内容を扱った授業で、尊敬や感謝の気持ち、高齢者に対する思いやりやいたわりの気持ちを育む。 ○「心を育てる学校教育の週間」の実施	—	—	○各学校で、「心を育てる学校教育の週間」を設定し、道徳科の授業を中心に心を育てる取組を実施してきた。その中でも、父母・祖父母への尊敬に関する内容を取り上げ、尊敬や感謝の気持ちを育んできた。	B	一人一人の考えを尊重する態度を育てている	—	○道徳科における指導の充実「父母・祖父母への尊敬」に関する内容を扱った授業で、尊敬や感謝の気持ち、高齢者に対する思いやりやいたわりの気持ちを育む。 ○「心を育てる学校教育の週間」の実施
						●高齢者との交流活動			43	○学校行事（運動会や文化祭等）における高齢者との交流 ○総合的な学習の時間（昔の知恵や遊びの教授、公民館でのボランティア活動や交流活動、老人ホームを訪問してのふれあい活動等）における高齢者との交流	—	—	○運動会に地域住民や祖父母等の高齢者を招待し、交流を深めた。 ○生活科や総合的な学習の時間に、高齢者を講師として招き、昔の知恵や遊びを教授してもらうなど交流を図った。		児童生徒の発達段階や状況に応じて、一人一人を大切にされた雰囲気や環境づくりに努めた。	—	○学校行事（運動会や授業参観等）における高齢者との交流 ○生活科や総合的な学習の時間（昔の知恵や遊びの教授、公民館や老人ホーム等での交流活動）等における高齢者との交流
3	3	①		29	○後期高齢者医療制度の周知及び理解の促進	●パンフレットの作成・配布	国保年金課	継続	44	○後期高齢者医療制度に関する説明用パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「後期高齢者医療制度のご案内」	年1回	年1回	○パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 A3版 33,000部 主に保険料納付書発送時に同封 「後期高齢者医療制度のご案内」小冊子 24,800部 主に保険証発送時に同封	B	栃木県後期高齢者医療広域連合で作成された小冊子等、イラストや文章の表現において、年齢や性別に偏りがないよう配慮されているものを活用している。後期高齢者医療制度における被保険者証と資格確認書の取扱等について、理解が得られるよう周知を行った。	年1回	○後期高齢者医療制度に関する説明用パンフレットの作成・配布 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「後期高齢者医療制度のご案内」
						●行政テレビ及びおーらじでの制度のお知らせ放送			44	○行政テレビによる周知（7月・3月） 「後期高齢者医療制度・保険料について」 ○おーらじ放送（8月13日） 「後期高齢者医療制度について」（3月5日） 「健康診断、人間ドック等検診助成について」	年2回	年3回	○行政テレビ放送（7月上旬） 「後期高齢者医療制度・保険料について」 ○おーらじ放送（8月13日） 「後期高齢者医療制度について」（3月5日） 「健康診断、人間ドック等検診助成について」			○行政テレビによる周知（7月） 「後期高齢者医療制度・保険料について」 ○おーらじによる周知（8月） 「後期高齢者医療制度について」（3月） 「健康診断、人間ドック等検診助成について」	
						●広報及びホームページでの周知			44	○小山市広報による周知（7月・3月） 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「12月2日以降の被保険者証のお知らせ」（12月号） 「人間ドック等受診者募集」	年1回	年3回	○小山市広報（3回）及びホームページへの掲載（7月号） 「後期高齢者医療制度のお知らせ」（11月号） 「12月2日以降の被保険者証のお知らせ」（12月号） 「12月2日以降の資格確認書の取扱いについて」			○小山市広報及びホームページによる周知（7月・3月） 「後期高齢者医療制度のお知らせ」 「人間ドック等受診者募集」	

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
						●健康診査・歯科健診・人間ドック等の受診啓発		継続	44	○小山市健診ガイド(受診券)、歯科検診受診券の発送(4月)人間ドック・脳ドックの助成申請受付 健診受診者は定期預金金利を上乗せする「健康サポート定期」の実施による受診啓発	健康診査受診券発送年2回	健康診査受診券発送年1回	○健康診査・歯科健診・人間ドックの受診啓発 健診受診者は定期預金金利を上乗せする「健康サポート定期」の実施による受診啓発 「健康のしおり」全戸配布 1)健康診査受診者数6,377人 2)歯科健診受診者数538人 3)人間ドック等費用助成者数427人		健康診査受診券発送年1回	○小山市健診ガイド(受診券)、歯科検診受診券の発送(4月)人間ドック・脳ドックの助成申請受付 健診受診者は定期預金金利を上乗せする「健康サポート定期」の実施による受診啓発	
3	3	②	高齢者の尊厳の確保														
3	3	②	30		○地域の中核的機関である「地域包括支援センター」の機能強化 ○包括的かつ継続的なサービス体制の構築	●高齢者サポートセンターの設置	高齢生きがい課	継続	45	○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように必要な支援を行う。地域包括支援センター運営協議会の実施(2回/年)	6か所	①6か所 ②2回/年度	○高齢者サポートセンター相談のあった高齢者等に対して、個別課題を抽出し必要な支援を実施した 1)総合相談件数 延12,340件 2)権利擁護に関する相談件数 延465件 3)健康づくり・介護予防に関する相談件数 延385件	B	市内6か所(小山総合・小山・大谷・間々田・美田・桑網)にある高齢者サポートセンターで、高齢者がどのような状態にあっても自分らしく地域で暮らし続けるように、医療・福祉・生活全般に渡る幅広い相談を受けつつ、必要なサービスや機関を紹介する等の支援を行った。また、地域における高齢者支援のサービス提供体制を持続的に維持・強化するため、会議体を活用した高齢者サポートセンターの評価や課題抽出、従事する専門職の資質向上を目的とした検討会議の開催、さらには自治会補助金の交付等の事業を継続して実施した。	①6か所 ②2回/年度	①地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、身近な相談場所として高齢者サポートセンター(地域包括支援センター)を市内6か所に設置するとともに、高齢者支援を担う専門職として、主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師(看護師)を配置し、必要な支援を行う。 ②高齢者サポートセンターが中立・公正に運営されているかを協議する場として、地域包括支援センター運営協議会を実施する(2回/年度)
								継続	45	○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら高齢者個人に対する支援の検討を行う会議「個別ケア会議」や、圏域・市レベルの「地域ケア会議」を開催する。	地域ケア会議：1回 個別ケア会議：11回	①個別ケア会議：16回 ②地域ケア会議：0回	○地域ケア会議 1)個別ケア会議 16回 2)圏域での地域ケア会議 0回 *上記実績については、R7年2月末現在となる			①個別ケア会議：30回 ②地域ケア会議：1回	○地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域の関係機関とのネットワークを構築しながら高齢者個人に対する支援の検討を行う会議「個別ケア会議」や、圏域・市レベルの「地域ケア会議」を開催する。
								継続	45	○個別ケースの事例を通して、高齢者の自立に向けて支援と生活の質の向上を目指すための会議を開催。	年3回	3回/年度	3回/年度			○個別ケースの事例を通して、高齢者の自立に向けて支援と生活の質の向上を目指すための会議を開催する。	
								継続	45	○地域の日常的な支え合い体制づくりを推進するため、地域における見守り・支え合い活動を実施する自治会に対し、小山市見守り・支え合い推進補助金を交付する。	★76自治会 (R2 29.2%)	★32自治会 *補助金交付申請があった自治会数	○自治会による見守り支え合い 32自治会で実施			★45自治会	○地域の日常的な支え合い体制づくりを推進するため、地域における見守り・支え合い活動を実施する自治会に対し、小山市見守り・支え合い推進補助金を交付する。



基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	3	②		31	○「高齢者虐待防止ネットワーク」の設置 ○高齢者の尊厳の保持及び安心した生活の確保 ○成年後見制度の利用促進	●法人後見事業	社会福祉協議会	継続	47	○社会福祉協議会が成年後見人等として支援を行い、認知症高齢者の権利擁護ができるよう対応していく。	法人後見事業受任件数4件	法人後見事業受任件数6件	○法人後見受任件数6件：法人後見人としての対応が必要だとと思われる方の需要に応えることができ、受任件数が1件増えた。	B	対象者が認知症高齢者など権利を侵害されやすい状況や相談を受けることもあるため、関係機関との連携や速やかな通報など対応行う。	法人後見事業受任件数7件	○社会福祉協議会が成年後見人等として支援を行い、精神障がい者、知的障がいの方の権利擁護ができるよう対応していく。
						●市民後見推進事業		継続	47	○地域連携ネットワーク協議会を開催し、市民後見人の活動支援体制整備をしていく。	成年後見推進委員会開催回数1回(中止1回)	地域連携ネットワーク協議会開催回数0回 市民後見推進講座開催回数1回	○地域連携ネットワーク協議会の開催はできなかったが、市民を対象に市民後見の周知・推進を目的とする「市民後見推進講座」を1回開催した。		地域連携ネットワーク協議会開催回数1回	○地域連携ネットワーク協議会を開催し、市民後見人の活動支援体制整備をしていく。	
						●日常生活自立支援事業(あすてらすおやま)		継続	47	○判断能力に不安がある方に対して適切な福祉サービスの利用の支援と日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じ生活基盤の安定を図る。	利用者数99人	利用者数85名	○あすてらすおやま利用者数：85人 R6年度の契約件数12件、解約件数19件(うち死亡12件)多くの解約理由が高齢の方の死亡であった。利用者数は減っているが、前年度よりも契約件数は増え、引き続き利用者数を増やせるよう心がけたい。		利用者数90名	○判断能力に不安がある方に対して適切な福祉サービスの利用の支援と日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じ生活基盤の安定を図る。	
3	3	③	自立支援と生きがいづくりの推進														
3	3	③		32	○高齢者の社会活動への参加促進	●シルバー人材センター事業の広報・啓発	高齢生きがい課	継続	49	○シルバー人材センター事業の広報・啓発 入会説明会の実施(ともにシルバー人材センターで実施)  チラシ・ポスターを高齢生きがい課窓口・庁内に設置。センターへの補助金交付等	-	-	○シルバー人材センター 会員数(R6.3月末)：558人 受注件数：3,680件 受注額：274,195,442円 ○シルバー人材センター事業の広報・啓発、入会説明会の実施(ともにシルバー人材センターで実施) ○チラシ・ポスターを課窓口・庁内に設置。 ○市から補助金を交付。 ○おーラジにシルバー人材センター職員と出演し、入会案内とシルバーフェスティバル開催のPRを行った。	A	シルバー人材センターと連携をとり、シニアの社会参加の機会の増進に努めた。	-	○シルバー人材センター事業の広報・啓発、入会説明会の実施(ともにシルバー人材センターで実施) ○チラシ・ポスターを課窓口・庁内に設置。 ○市から補助金を交付。 ○おーラジにシルバー人材センター職員と出演し、入会案内とシルバーフェスティバル開催のPRを行う。
						●思桜会(老人クラブ)育成事業		継続	49	○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。	老人クラブ結成率55%	老人クラブ結成率46.8%	○思桜会(老人クラブ)育成事業 単体老人クラブ：94クラブ 会員数：3,047人(R6.12月時点) 活動内容：グラウンドゴルフ、輪投げ、自治会活動の手伝い、清掃活動等ボランティア、その他 新規結成奨励祝金(20,000円)：0クラブ、若手会員奨励金(30,000円)：0クラブ、育成奨励祝金(10,000円、+5人以上)：9クラブ ○思桜会広報紙「いきいきだより」年2回発行。おーラジに職員や会長、会員が出演しイベントや思桜会の魅力のPRを行った。 ○R6は新たな取り組みとして多世代交流輪投げ大会を開催した。	B	会員広報誌いきいきだより(年2回発行)やおーラジ出演等で、思桜会の魅力をPRし、地域に根ざした老人クラブ活動の魅力発信に努めた。	老人クラブ結成率50%	○老人クラブ活動及び会員加入促進を図るため、新規結成奨励祝金、若手会員奨励金、会員加入増育成奨励祝金を交付。 ○思桜会広報紙「いきいきだより」年2回発行。おーラジに職員や会長・会員が出演しイベントや思桜会の魅力のPRを行う。 ○R6に引き続きR7も多世代交流輪投げ大会を開催する。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
									現状値 (R3)	実績値 (R6)					
					●友愛サロン事業	○単位老人クラブが、会員以外も参加可能な自由な交流活動を、概ね10名以上で、月2回以上、3年以上継続して実施する場合に助成金を交付。初年度50千円、2年目以降0千円。各地区老人クラブ連絡協議会を通じて申請受付、助成金交付。	継続	49	—	団体数 63サロン	○友愛サロン事業 実施団体数：63サロン 登録者数：1,942人 活動者数：各団体で月2回～ 活動内容…茶話会、輪投げ、グラウンドゴルフ他 ○各地区老人クラブ連絡協議会を通じて申請受付、助成金交付。 ○思桜会広報紙「いきいきだより」年2回発行。おーラジに職員や会長・会員が出演し、思桜会と友愛サロンの魅力のPRを行った。	B	会員広報誌いきいきだより(年2回発行)やおーラジ出演等で、思桜会の魅力をPRし、地域に根ざした老人クラブ活動の魅力発信に努めた。	団体数 68サロン	○単位老人クラブが、会員以外も参加可能な自由な交流活動を、概ね10名以上で、月2回以上、3年以上継続して実施する場合に助成金を交付。 ・初年度50,000円 ・2年目以降40,000円 ○各地区老人クラブ連絡協議会を通じて申請受付、助成金交付。 ○思桜会広報紙「いきいきだより」年2回発行。おーラジに職員や会長・会員が出演し、思桜会と友愛サロンの魅力のPRを行う。
					●シルバー大学校支援事業	○シルバー大学校入学申込案内の配布、申込受付。シルバー大学校同窓会小山支部主催の各事業に協力(8月に市長講話会兼地域活動学習など)	継続	49	—	—	○シルバー大学校 第45期生(R6年10月～)入学者：南校108人、うち小山市民29人 同窓会小山支部会員164人 ○同窓会小山支部主催の各事業への実施協力(5月に市長講話会、8月に地域活動学習会)	A	シルバー大学校同窓会小山支部と連携をとり、高齢者の社会参加の機会の増進に努めた。	—	○シルバー大学校入学申込案内の配布、申込受付。 ○シルバー大学校同窓会小山支部主催の各事業への実施協力(5月に小山市講話会、8月に地域活動学習会)
					★生き生き好齢者育成支援推進事業 ↓ ●シニアの社会参加に関する相談と情報提供	○高齢生きがいで、シニアの社会参加に関する相談に応じる。県の「がらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、がらっとのセミナーの案内をはじめ、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。	継続	49	—	—	○県の「がらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、がらっとのセミナーの案内、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行った。 ○老人クラブなど高齢者が参加し交流できる団体への入会を案内したり、高齢の方でも安心して働けるシルバー人材センターなどを紹介した。 ○シニアの社会参加に関する相談の名称で毎月市広報誌に窓口情報を掲載した。	A	老人クラブなど高齢者が参加し交流できる団体への入会を案内したり、高齢の方でも安心して働けるシルバー人材センターなどを紹介した。	—	○県の「がらっと(とちぎ生涯現役シニア応援センター)」と連携し、がらっとのセミナーの案内、社会参加に関する情報提供や窓口の紹介を行う。 ○老人クラブなど高齢者が参加し交流できる団体への入会を案内したり、高齢の方でも安心して働けるシルバー人材センターなどを紹介した。 ○シニアの社会参加に関する相談の名称で毎月市広報誌に窓口情報を掲載する。
3	3	④	高齢者に配慮した生活環境の確保												
					●高齢者が住みやすい生活環境の確保	○居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)をはじめ、市内6カ所の高齢者サポートセンター職員、リハビリテーション専門職等と連携し、高齢者が住みやすい生活環境の確保に関する個別の相談に適切に対応する。	継続	50	—	—	○高齢者が住みやすい生活環境の確保 高齢生きがいで、高齢者サポートセンター窓口において、高齢者の住まいに関する情報提供や個別に相談支援を行った。	B	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)をはじめ、市内6カ所の高齢者サポートセンター職員、リハビリテーション専門職等と連携し、高齢者が住みやすい生活環境の確保に関する個別の相談に適切に対応する。
3	3	④	33	○高齢者が安心して暮らすための支援体制	●在宅福祉サービス	○主に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち、生活の支援を必要としている方を対象に、配食サービス、軽度生活援助、寝具洗濯乾燥消毒サービス、医療機関への移送サービス(タクシー券)、短期入所事業、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器等)などの申請を受け、実施。通年で実施。	継続	52	1,933件	—	○在宅福祉サービス 広報おやま7月号、ホームページ、いきいき安心ガイドブックに記事掲載。まちづくり出前講座を2回実施。 ※生活支援サービス・・・軽度生活援助、移送サービス、寝具洗濯乾燥消毒等 ※介護保険法定給付対象外サービス・・・短期入所、日常生活用具給付・貸与 【R6年度利用実績】軽度生活援助延べ1,601件、寝具洗濯乾燥消毒延べ70件、移送サービス(医療機関)延べ6,158件、移送サービス(いきいきふれあいセンター)延べ239件、短期入所0件、日常生活用具給付・貸与延べ15件	A	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○主に一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯のうち、生活の支援を必要としている方を対象に、配食サービス、軽度生活援助、寝具洗濯乾燥消毒サービス、医療機関への移送サービス(タクシー券)、短期入所事業、日常生活用具(電磁調理器、火災警報器等)などの申請を受け、実施。通年で実施。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
					●高齢者一般福祉サービス			継続	52		1,299件	—	○高齢者一般福祉サービス 広報おやま7月号、ホームページ、いきいき安心ガイドブックに記事掲載。 【R6年度利用実績】在宅ねたきり老人等介護手当(月1万円または5千円/延べ2,015件)、緊急通報装置貸与(固定型484台、携帯型44台、鍵預かり駆けつけサービス29名(R6.3月現在)、はり灸等施術費助成(1回800円×1,067件)、老人性白内障特殊眼鏡等購入費助成(184件)、シルバーカー購入費助成(24件)	A	在宅の高齢者のみ世帯の方が、住み慣れた地域でできるだけ長く生活できるよう、各種在宅福祉サービスを実施した。	—	○緊急通報装置の貸与、白内障特殊眼鏡等購入費助成金、はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術費助成券、シルバーカー購入費助成金事業の申請受付・実施する(通年で実施)
					●介護保険制度利用の相談支援			継続	52		—	—	○介護保険制度利用の相談支援 高齢生きがい課の窓口において、介護保険制度を利用した手すりの取付、段差の解消などの住宅改修や腰掛便座、入浴補助用具などの福祉用具購入の各種介護保険サービスについて、新規に要介護認定を申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護認定を申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護保険制度で住宅改修を行う施工業者などから分かりやすく相談支援を行った。	B	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○窓口において、要介護認定を新規に申請する方、申請を代行するケアマネジャー、初めて介護保険で住宅改修を行う施工業者等に対して、住宅改修及び福祉購入等の各種介護保険サービスについて、パンフレット等を活用し、よりわかりやすく周知・説明し、個別のニーズに適したサービスの導入についての相談に対応する。
					●住宅改修費の支給	高齢生きがい課		継続	52		—	—	○住宅改修費の支給 (444件、45,679,183千円) ・要介護者(要介護1~5) 253件 25,422千円 ・要支援者(要支援1~2) 191件 21,257千円	B	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○手すり取付や段差解消等の小規模な改修工事に対し、限度額20万円の9割、8割または7割を支給する。
					●福祉用具購入費の支給			継続	52		—	—	○福祉用具改修費の支給 (381件、12,003千円) ・要介護者(要介護1~5) 257件 8,425千円 ・要支援者(要支援1~2) 124件 3,578千円	B	社会的身分・門地・人権・民族・性別・障がいの区分なく、すべての人を尊重し相手の立場に配慮して業務を行った。	—	○県指定の特定福祉用具業者から入浴補助用具等を購入した場合、年間10万円までの9割、8割または7割を支給する。
					●市営住宅募集時の優先住宅の設定	建築課		継続	51		年8戸	年6戸	○通常の募集で優先住宅を8戸設定しそのうち、高齢者世帯の優先住宅は6戸募集した。	B	安全性・利便性を考慮し、平屋又は1階部分の部屋を優先住宅に割り当てた。	年6戸	○年4回募集で、1~2戸ずつ設定していく。
					○高齢者が安心して暮らすための支援体制												

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値(R7)	令和7年度事業計画						
										現状値(R3)	実績値(R6)											
3	4	障がい者の人権																				
3	4	① 共生社会の実現																				
3	4	①	34	○障がい及び障がい者に対する正しい理解の促進	●福祉まつりの開催	福祉総務課	継続	53	○会場：イオン小山店(年6回) R6.4.13(土)14(日)、6.1(土)2(日)、10.5(土)6(日)	年6回	年6回	○会場：道の駅思川(年3回) R6.4.20(土)、5.18(土)、9.7(土)	B	障がい者の地域活動に促進に寄与することができた。	年6回	○会場：イオン小山店(年3回) R6.4.13(土)14(日)、6.1(土)2(日)、10.5(土)6(日)	○会場：道の駅思川(年3回) R6.4.20(土)、5.18(土)、9.14(土)					
									●就労支援施設による授産品販売			継続				53		○パン・焼き菓子、おこわ、漬物、油などの食品や、手芸品等授産品の販売 会場：市庁舎1階ロビー 日時：平日 11:30～13:00	毎日	毎日	○パン・焼き菓子、おこわ、漬物、油などの食品や、手芸品等授産品の販売 会場：市庁舎1階ロビー 日時：平日 11:30～13:00	毎日
									●小山市障がい者作品展覧会			継続				53		○日程：R6.9.9(月)～13(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース	年1回	年1回	○日程：R6.9.9(月)～13(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース	年1回
3	4	② 自己決定・自己選択の支援																				
3	4	ア. 相談支援及び情報提供機能の充実																				
3	4	②	ア	35	○身近な地域での暮らしを支えるための相談支援体制の充実	●小山市障がい児者基幹相談支援センターによる専門的な相談支援の実施	福祉総務課	継続	54	★相談延べ人数 2,122件 ・相談実人数 200人	★相談延べ人数 3,638件 ・相談実人数 468人	○市役所内に設置する小山市障がい児者基幹相談支援センターにおいて、委託法人(市内4法人)から選任された4名の相談専門員による相談支援を行う。	B	当該センターの相談業務により、関係機関との連携が図られ、障がい者本人の自己決定や自己選択の支援につながった。	★相談延べ人数 3,660件 ・相談実人数 400人	○市役所内に設置する小山市障がい児者基幹相談支援センターにおいて、委託法人(市内4法人)から選任された4名の相談専門員による相談支援を行う。						
3	4	イ. 権利擁護の促進																				
					●成年後見制度利用支援事業	福祉総務課	継続	56	○知的、精神障がい者で、配偶者もしくは4親等以内の親族がいなく、音信不通の場合で、後見人選定の必要性を市長が認めたとき、申立人保護のため、市長申立てや申立費用の助成を行う。	—	—	○令和4年1月から中核機関として小山市社会福祉協議会に委託。 ○市長申立ての件数は0件、後見人等報酬助成件数は1件。成年後見人に関する相談を多数受けている。	B	障がい者が、自ら希望する生活を営むための成年後見制度の利用について周知することができた。	—	○知的、精神障がい者で、配偶者もしくは4親等以内の親族がいなく、音信不通の場合で、後見人選定の必要性を市長が認めたとき、申立人保護のため、市長申立てや申立費用の助成を行う。						
									●法律とこころの相談			継続				56	○精神保健福祉担当保健師同伴で、弁護士との法律相談を行う。原則毎月第一木曜日。	—	—	○法律とこころの相談は8回実施し、相談実人数は11人だった。	様々な問題を抱える相談者に対し、弁護士が相談することで問題解決方法の助言を受けることができた。	○精神保健福祉担当保健師同伴で、弁護士の法律相談を行う。原則毎月第一木曜日。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告		事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
									現状値 (R3)	実績値 (R6)	現状値 (R3)	実績値 (R6)				
3	4	②	イ	36	○「日常生活自立支援事業（あすてらすおやま）」の普及・啓発 ○成年後見制度の利用促進	●支援を必要とする障がい者への総合的相談事業  ●日常生活自立支援事業（あすてらすおやま）  ★法人後見事業	社会福祉協議会	継続 57  継続 57  継続 57	○市民からの相談を随時受け、相談支援を行う。必要に応じて他機関と連携し相談者が課題の解決に取り組めるよう支援する。  ○判断能力に不安がある方に対して適切な福祉サービスの利用の支援と日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じ生活基盤の安定を図る。  ○社会福祉協議会が成年後見人等として支援を行い、精神障がい者、知的障がいの方の権利擁護ができるよう対応していく。	延相談件数 1,826件 (うちコロナ貸付： 1,033件)  利用者数 99人  ★法人後見 事業受任 件数 4件	延相談件数 883件  利用者数 85名  ★法人後見 事業受任 件数 6件	○生活困窮に関する相談は多く関係機関と連携しながら対応を行っている。  ○あすてらすおやま利用者数：85人 R6年度の契約件数12件、解約件数19件（うち死亡12件）多くの解約理由が高齢の方の死亡であった。利用者数は減っているが、前年度より契約件数は増えており、引き続き利用者数を増やせるよう心がけたい。  ○法人後見受任件数6件：法人後見としての対応が必要だと思われる方の需要に 대응することができ、受任件数が1件増えた。	B	対象者が精神障がい者、知的障がい者、認知症高齢者など権利を侵害されやすい状況や相談を受けることもあるため、関係機関との連携や速やかな通報など対応行う。	延べ相談件数800件  利用者数90名  ★法人後見 事業受任 件数 7件	○市民からの相談を随時受け、相談支援を行う。必要に応じて他機関と連携し相談者が課題の解決に取り組めるよう支援する。  ○判断能力に不安がある方に対して適切な福祉サービスの利用の支援と日常的な金銭管理サービスや書類等預かりサービスを通じ生活基盤の安定を図る。  ○社会福祉協議会が成年後見人等として支援を行い、精神障がい者、知的障がいの方の権利擁護ができるよう対応していく。
3 4 ② ウ. 障がい者虐待の防止																
3	4	②	ウ	37	○障がい者虐待防止のための啓発及び相談支援体制の充実	●障がい者虐待防止の啓発  ●障がい者虐待に関する相談受付	福祉総務課	継続 58  継続 58	○虐待防止の周知啓発のため窓口に虐待防止リーフレットを設置し配布する。 ○虐待の防止を図るため、障害福祉施設等関係機関へ虐待防止研修の受講勧奨を行う。 ○虐待通報があった際には、コア会議で緊急性の判断をした上で随時対応する。	—  —	—  —	○虐待防止のリーフレットを窓口に設置した。 ○虐待に関する相談・通報・届出に対し、いつでも対応可能な体制を維持した。 ○障がい者虐待についての相談件数は、3件 ○障がい者虐待についての通報件数は、15件	B	周知をすることで、障がい福祉サービスの提供施設職員の意識向上に寄与することができた。	—  —	○虐待防止の周知啓発のため窓口に虐待防止リーフレットを設置し配布する。 ○虐待の防止を図るため、障害福祉施設等関係機関へ虐待防止研修の受講勧奨を行う。 ○虐待通報があった際には、コア会議で緊急性の判断をした上で随時対応する。
3 4 ③ 社会参加の支援																
3	4	③		38	○余暇活動の普及や地域活動を通じた交流等、地域の一員として暮らすための支援	●障がい者スポーツ大会への参加  ●障がい者作品展示会  ●福祉タクシー券の交付	福祉総務課	継続 59  継続 53  継続 60	○日程：R6.12.7(土) 会場：小山市立体育館  ○日程：R6.9.9(月)～13(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース  ○下記の障がい者に対して、タクシーの初乗り運賃相当額が助成される「福祉タクシー助成券」、 「福祉タクシー補助券」を交付する。 (対象者) ・身体障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方	—  —  年 17,494枚	—  —  年 助成券 18,833枚 補助券 33,104枚	○日程：R6.12.7(土) 会場：小山市立体育館  ○日程：R6.9.9(月)～13(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース  ○下記の障がい者に対して、タクシーの初乗り運賃相当額が助成される「福祉タクシー助成券」、 「福祉タクシー補助券」を交付した。 ・対象者 ・身体障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 令和2年12月のタクシー料金の改定によって自己負担が増加したが、令和4年度より従来のタクシー券とあわせて1回の乗車に2枚まで「福祉タクシー補助券」(1枚あたり100円)が使用できるように制度改正を行った。	B	障がい者の地域活動に促進に寄与することができた。  障がい者の地域活動に促進に寄与することができた。  障がいにより外出が困難な方にタクシー券を交付することによって障がい者の社会参加を促進した。	年1回  —  年 助成券 45,000枚	○日程：R7.12.6(土) 会場：小山市立体育館  ○日程：R7.9.8(月)～12(金) 会場：市庁舎1階多目的スペース  ○1枚あたり500円として使用できる助成券を年間84枚（腎臓機能障がい者は140枚）交付する。1回乗車あたりの使用枚数はタクシー料金の総額の範囲内で利用枚数の制限は無しとする。 (対象者) ・身体障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・精神障害者手帳 1級 2級の交付を受けている方

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	4	④	障がい者が安心して暮らせる環境の確保														
3	4	④	39	○在宅生活支援の充実	●地域生活支援事業における住宅改修費の助成	福祉総務課	継続	61	○下記の障がい者に対して住宅改修の補助を実施する。 ・対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	年7件	年4件	○下記の障がい者に対して住宅改修の補助を実施した。 ・対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	B	重度身体障がい者の住宅環境を整備することで、日常生活が過ごしやすくなることにつながっている。	年7件	○下記の障がい者に対して住宅改修の補助を実施する。 ・対象者：下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障がいに限る)を有する者であって障がい等級3級以上の者、難病患者で下肢又は体幹機能に障がいのある者	
					●市営住宅募集時の優先住宅の設定	建築課	継続	51	○年4回募集で、2戸ずつ設定していく。	年8戸	年8戸	○通常の募集で優先住宅を8戸設定しそのうち、障がい者世帯の優先住宅は8戸募集した。	A	安全性・利便性を考慮し、平屋又は1階部分の部屋を優先住宅に割り当てた。	年8戸	○年4回募集で、2戸ずつ設定していく。	
3	4	⑤	特別支援教育の充実														
3	4	⑤	40	○児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の充実 ○障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が可能な限り共に学ぶ仕組み(インクルーシブ教育システム)の構築	●特別支援教育サポーター配置事業	青少年支援課	継続	62	○小・中・義務教育学校30校に58名を配置 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習や生活の支援 ○研修会の開催	—	—	○小・中・義務教育学校30校に59名を配置した。 ○各学校では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に特別支援教育サポーターが寄り添うことで、児童生徒が安心安全に学校生活を送ることができ、様々な活動に意欲を持って取り組むことができたといった成果があがっている。 ○特別支援教育サポーターを対象とした研修会を年3回実施した。	B	障がいの有無にかかわらず、児童生徒の学校生活が充実するよう、適切な指導や必要な支援に当たった。	—	○小・中・義務教育学校30校に60名を配置 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒への学習や生活の支援 ○研修会の開催	
					●特別支援教育コーディネーター研修会の実施		継続	62	○校内の教職員や関係機関との連絡・調整、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者の理解及び指導・支援の充実についての周知	年1回	年1回	○特別支援教育コーディネーターの役割、栃木県における特別支援教育、個別的教育支援計画、教育支援、教育課程、通級指導教室、各種事業について確認した。	年1回		○校内の教職員や関係機関との連絡・調整、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や保護者の理解及び指導・支援の充実についての周知		
					●特別支援教育のための校内委員会の設置		継続	62	○学校全体で支援する体制の整備 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、必要な支援の明確化と共通理解	—	—	○校内教育支援委員会や、学校独自で特別支援教育の充実を図るために教育支援特別委員会などを設置した。	—		○学校全体で支援する体制の整備 ○特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、必要な支援の明確化と共通理解		
					●個別的教育支援計画の作成		継続	62	○個に応じた支援方法や合理的配慮等についての検討	—	—	○特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対し、個に応じた支援方法や合理的配慮を考え作成・活用した。	—		○個に応じた支援方法や合理的配慮等についての検討		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続 第3次 事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画	
3	5	同和問題(部落差別)															
3	5	① すべての人の基本的な人権を尊重していくための人権教育・人権啓発の推進															
3	5	① ア. 人権啓発の推進															
3	5	①	ア	41	○市民が同和問題を正しく理解し、自らの課題として取り組むための人権啓発の推進 ○各種広報媒体の活用や講演会等の開催及び企業・団体が実施する研修への支援	●同和問題(部落差別)の正しい理解促進	人権・男女共同参画課	継続	63	○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 600枚作成 ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架	—	—	○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 300枚作成 ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架	B	各種研修会・講演会に積極的に参加し、情報収集に努めた。市民に正しい理解が得られるよう、リーフレットの内容やホームページでのパンフレット掲載では、人権課題に偏りが出ないように配慮した。	—	○運動団体等と連携した相談・啓発の実施 ・隣保事業生活相談員による巡回相談 ・各種研修会、講演会への参加 ・相談事象の解決に向けて「小山市人権だより」(A4版リーフレット)の配布 配布先：人権運動団体2団体及び会員 300枚作成 ○人権啓発活動の実施 人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階に同和問題に関するリーフレット等の配架
						●市ホームページでの啓発	人権・男女共同参画課	継続	63	○人権啓発パンフレットの掲載	—	—	○人権啓発パンフレットの掲載		—	○人権啓発パンフレットの掲載	
						●えせ同和行為に関する啓発・相談	人権・男女共同参画課	継続	67	○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架	—	—	○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架		—	○法務局及び県作成の人権啓発パンフレットの配架	
						★同和問題を扱った研修・啓発紙の作成	人権・男女共同参画課	継続	64	○市職員研修(新任係長級・新採用・初級職員・保育所職員等) ○教職員研修 ○市ホームページ	★年5回	★年5回	○特定職業従事者である市職員対象の研修の中で同和問題について取り上げた。 参加者 169名 ○家庭向け人権啓発紙「ほほえみ」で同和問題について取り上げた。		★年5回	○市職員研修(新任係長級・新採用・初級職員・保育所職員等) ○教職員研修(人権教育指導者一般研修) ○市ホームページ	
3	5	① イ. 人権教育の推進															
3	5	①	イ	42	○同和問題を重要な人権問題の一つとして位置づけた教材の開発や学習内容・指導方法の改善、充実	●人権教育主任研修会	子ども教育課	継続	65	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○同和問題をはじめ様々な人権問題を取り上げ、差別解消に向けた指導法の工夫について研修を実施した。	A	研修において、同和問題について扱った。	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施
						●教育研究所による指導方法の研究・開発	子ども教育課	継続	65	○人権教育研究員による研究・開発 ・人権啓発誌や資料の作成、意識調査、啓発動画の選定等	年8回	年8回	○教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」を編集・発行した。		資料に教職員の意識調査結果や人権を尊重した関わり事例を掲載し、取組の省察や実践化を図る内容とした。	年8回	○人権教育研究員による指導方法の研究・開発、人権啓発誌や指導資料の作成、意識調査、啓発動画の選定
						●各教科等の人権教育研修会	子ども教育課	継続	65	○小山市人権教育研修会の実施 ○下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加	年2回	年2回	○下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加		研修において、同和問題について扱った。	年2回	○小山市人権教育研修会の実施 ○下都賀地区人権教育研修会へ各校1名の参加
					●同和問題(部落差別)をはじめとする人権問題の理解・促進	生涯学習文化課	継続	66	○さわやか人権学習会(出前講座) ○集会所講座参加者対象人権学習会 ○学校における人権学習会	年13回	年18回	○出前講座・集会所講座・学校等における人権学習会の場で、同和問題をはじめ様々な人権問題について取り上げ実施した。 ○家庭向け人権啓発紙「ほほえみ」に同和問題(部落差別)について取り上げた。	年13回	○さわやか人権学習会(出前講座) ○集会所講座参加者対象人権学習会 ○学校における人権学習会			

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
3	5	①	イ	43	○同和問題をはじめとする様々な人権問題に関する学習意欲の喚起、学習内容・方法の改善、充実 ○公民館や集会所等の社会教育施設における事業の充実	●さわやか人権学習会	生涯学習文化課	継続	66	○中央公民館 (外部) 女性学級 ○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級(外部) ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級(外部) ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 親子人権学習会 ○桑公民館 高齢者学級 ○絹公民館 高齢者学級(外部)	年7回	年10回	○大谷公民館 女性学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 女性学級 ○寒川公民館 女性学級 ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○絹公民館 高齢者学級 計 255名	B	参加者の実態に応じ、参加体験型学習の手法を用いるなど、参加者間の交流が図れるようにした。	年10回	○中央公民館 女性学級 ○大谷公民館 高齢者学級 ○間々田公民館 高齢者学級 ○生井公民館 高齢者学級(視察) ○寒川公民館 女性学級(視察) ○穂積公民館 高齢・女性・男性学級 ○中公民館 女性学級 ○豊田公民館 高齢者学級 ○豊田公民館 女性学級 ○桑公民館 高齢者学級 ○絹公民館 高齢者学級(視察)	
						●集会所講座	人権・男女共同参画課	継続	66	○網戸中坪集会所 ふれあい体操講座 ○押切集会所 ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座	各講座 年12回	各講座 年12回	○人間関係を深め、「自他の人権を尊重する精神」や「共生の心」などを養うことを目的に、2集会所で3講座を実施。それぞれの開講式に合わせ人権学習の機会を設けた。 延べ参加者数：367名		各講座 年7~12回	○押切集会所 ふれあい体操講座 フレッシュ体操講座		
3	6	外国人の人権																
3	6	① 外国人の人権の尊重																
3	6	① ア. 共生意識の向上																
3	6	①	ア	44	○広報媒体等を活用した啓発活動の推進 ○共生社会への理解を深めるための機会の拡充	●国際交流協会各種事業報告を交えた会報の発行	国際政策課	継続	68	○国際交流協会が実施する各種事業に係る報告を交えた会報を発行する。	3回	3回	○世界の料理教室(7/20、1/18)、インターナショナルフェスティバル(9/28)、川越へのバスツアー(12/7)、書道体験(1/26)、スラブ民族舞踊(3/1,3/8)等を実施し、計3回(7月、12月、3月)、会報を発行した。 ○国際交流協会が設立から30周年であったため、30周年記念誌を発行した。	B	「やさしい日本語」講座の受講対象について、新たにボランティア団体「おやま外出を支え隊」等のボランティア活動者等を加えて実施した。また、多言語での情報発信も継続実施した。	3回	○国際交流協会が実施する各種事業に係る報告を交えた会報を発行する。	
						●市民・職員向けの多文化共生及び外国人対応に関する研修の開催		継続	68	○多文化共生について意識醸成を図るため、各種研修や講座(多文化共生フォーラム、やさしい日本語活用講座、英語講座等)を実施する。	1回	5回	○多文化共生講座(「やさしい日本語に関する内容を含む」)を1回(8/6)、「やさしい日本語」講座を1回(1/18)、英語講座を2回(8/21~9/4、2/10~2/26)実施した。 ○「日本人と外国人が楽しく暮らすためには」をテーマとして、小山市民フォーラム井戸端会議を1回(1/19)実施した。			5回	○多文化共生について意識醸成を図るため、引き続き各種研修や講座(やさしい日本語活用講座、英語講座等)を実施する。	
						★多言語情報発信アプリによる行政情報の発信		継続	68	○外国人住民への一層の情報提供のため、引き続き市からの情報(広報、防災ガイドブック、子育て支援情報等)を発信する。	★11課(掲載部署)	★10課(掲載部署)	○多言語情報発信アプリを用いて庁内計10課から情報を発信した。 ○アクセス総数について、前年度比3.9倍の7,165件となった。			★15課	○外国人住民への一層の情報提供のため、引き続き市からの情報(広報、防災ガイドブック、子育て支援情報等)を発信する。	

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
3	6	①	<b>イ. 国際感覚豊かな人材の育成</b>														
3	6	①	イ	45	○国際理解を深め国際感覚を養うための各種講座等の開催 ○国際理解に役立つ情報の提供	国際政策課		継続	69	○中学生派遣のみ8月に実施予定。紹興市との交流は市内交流提携校において交流を検討予定。	市内中学生の派遣（ケアンズ市・紹興市）各0回→ ①ケアンズオンライン交流会の実施 1回 ②紹興市学生との手紙交流	市内中学生の派遣（ケアンズ市へ中学生派遣の実施1回）	○市内中学生（選考者22名）が8/20～26までの5泊7日でケアンズ市でのホームステイ、語学研修、市民との交流を体験した。	A	参加について性別国籍などの制限を設けていない。国籍が異なる人々がコミュニケーションを取ることの重要性を再確認し、互いの文化や考え方の違いを学ぶ場を提供できた。	市内中学生の派遣（ケアンズ市）1回	○中学生派遣について、ケアンズ市へ8月に実施予定。
										●姉妹都市・友好都市との相互交流（市内中学生の派遣）	●国際交流の活性化や多文化共生を推進することを目的とし、日本人と外国人が交流できる場を設ける（各国のステージパフォーマンス、物産コーナー等）。	年1回	年1回			○各国のステージパフォーマンスや物産コーナー、文化体験コーナー等を設けたインターナショナルフェスティバルを実施した(9/28)。	年1回
3	6	②	<b>市内在住外国人支援の充実</b>														
3	6	②	<b>ア. 外国人にもわかりやすい情報提供の促進</b>														
3	6	②	ア	46	○各種行政サービスをはじめ生活に必要な情報の多言語による提供 ○公共施設や案内板等の外国語表記の促進	国際政策課		継続	72	○外国人児童生徒がいる家庭に向けて、子育てや保育に関する外国語の情報を発行する。	12回（月1回）	12回（月1回）	○子育てや保育に関する情報をスペイン語、ポルトガル語及び英語に翻訳し、月1回発行した。 ○紙面配布に加えて、ウェブ版の掲載も実施した。	B	日本語が十分でない外国人であっても市からの情報を受け取ることができるよう、外国語での情報誌発行や通訳・翻訳対応を実施した。	12回（月1回）	○外国人児童生徒がいる家庭に向けて、引き続き子育てや保育に関する外国語の情報を発行する。
										●委託事業「外国人ふれあい育てサロン」による多言語広報誌発行	●ネイティブ職員による他課からの通訳・翻訳依頼対応	○円滑な行政サービス提供のため、引き続き業務委託による通訳・翻訳対応を行う。	1名			0名	○他課からの依頼を受け、業務委託による通訳・翻訳対応を随時実施した。 ○費用対効果及び業務効率等を勘案し、国際交流員の任用はせず、代替措置として業務委託で対応することとした。
3	6	②	<b>イ. 相談体制の充実</b>														
3	6	②	イ	47	○複雑多様化する相談内容に対応できる相談体制の充実	国際政策課		継続	71	○対面だけでなく、電話やメールでの問い合わせに対応する他、ビデオ通訳用のタブレットや国が提供する電話通訳サービスを活用して多言語に対応できる体制を維持する。また、やさしい日本語を活用するなど、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を維持する。	★相談人数 延べ 3,417名	★相談人数 延べ 3,504名	○電話やメールでの問合せのほか、対面での相談対応においてビデオ通訳タブレットを活用し、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を整備した。	A	日本語が十分でない外国人であっても円滑に行政手続きを行うことができるよう、ビデオ通訳タブレットや国が提供する電話通訳サービスを活用し、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を維持する。	★相談人数 延べ3,000名	○対面だけでなく、電話やメールでの問い合わせに対応する他、ビデオ通訳用のタブレットや国が提供する電話通訳サービスを活用して多言語に対応できる体制を維持する。また、やさしい日本語を活用するなど、日本語が十分でない外国人に対しても配慮した体制を維持する。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
										現状値 (R3)	実績値 (R6)					
3	6	②	ウ	48	外国人の日本語学習に向けた機会の拡充	ウ. 日本語学習の促進										
					●日本語教室（対面・オンライン形式）の継続開催	国際政策課	継続	72	○日本語を学びたい外国人に対し、オンライン方式と対面方式で市民ボランティアによる日本語教室を開催する。	週2回（オンラインのみ）	週4回	○週2回（月曜日・水曜日）のオンライン方式、週3回（月曜日・火曜日・金曜日）対面方式での日本語教室を開催した。 ○火曜日は、宗教的背景等から男性とともに学習することができない女性のために、女性だけの教室とした。	A	各日本語教室において、各講師が各生徒のレベルに合わせた指導を行い、やさしい日本語でわかりやすい説明を心掛けている。また、受講希望の問合せがあった場合、市国際交流協会の日本語教室に加え、市内のボランティアによる日本語教室も紹介する等、学習機会の拡充を図った。	週4回	○日本語を学びたい外国人に対し、オンライン方式と対面方式で市民ボランティアによる日本語教室を開催する。
					●日本語教授法講座実施	国際政策課	継続	72	○外国人に日本語を教えるボランティア講師を養成するための講座を実施する。	年1回	年3回	○外国人に対して日本語を教えるボランティア講師を養成するための日本語教授法講座について、オンライン形式と対面形式を1回ずつ実施した（2/5～3/19）。 ○日本語教育経験者向けのスキルアップ講座を実施した（8/31）。	A		年2回	○外国人に日本語を教えるボランティア講師を養成するための講座を実施する。
					●外国人ふれあい子育てサロンによる親子日本語教室の実施	国際政策課	継続	72	○子どもたちの夏休みを利用し、児童への宿題サポートと保護者の日本語学習等を並行したイベントを開催する。	年1回	年1回	○夏休み期間中に、児童への宿題サポートと保護者への日本語・日本文化体験教室を並行したイベントを実施した（7/27、8/3、8/10）。	A		年1回	○子どもたちの夏休みを利用し、児童への宿題サポートと保護者の日本語学習等を並行したイベントを開催する。
					●外国人児童生徒指導員・支援員の小・中・義務教育学校への配置	子ども教育課	継続	73	○就学予定児童を対象に、就学についての案内を実施 ○「就学ガイド」の作成と配付	—	—	○外国人児童生徒指導員・支援員を配置し、各校で適切な日本語指導・生活指導を行った。	A		—	○外国人児童生徒指導員（9名）、外国人児童生徒支援員（5名）の適正な配置 ○ポкетークを活用した翻訳、通訳業務
					●外国人児童生徒適応指導教室の運営	子ども教育課	継続	73	○各学校での適切な日本語指導・生活指導 ○外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」への6名のバイリンガルの指導員の配置	—	—	○学校編入手続きでの来庁時、保護者や児童生徒の様子を細かく見取り、適切に「かけはし」につなぐことができた。 ○かけはしにおいて、教員2名、バイリンガルの指導員6名で、通級児童生徒の指導や翻訳・通訳業務を行った。	A	国籍にかかわらず、どの児童生徒にもそれぞれに合った学びの場を与える。	—	○各学校での適切な日本語指導・生活指導 ○外国人児童生徒適応指導教室「かけはし」へのバイリンガルの指導員の配置
					●外国人就学説明会の開催	子ども教育課	継続	73	○就学予定児童を対象に、就学についての案内を実施 ○「就学ガイド」の作成と配付	—	—	○令和6年度は約45名に就学ガイドを送付。	A		—	○「就学ガイド」の内容の精査および作成と配付
					●就学予定児童・生徒宅へ家庭訪問実施	青少年支援課	継続	73	○学校教育課教育指導係及び学務管理係の担当2名で実施。1回目の家庭訪問でお会いできなかった家庭がある場合、2回目を実施予定。	—	—	○複数回にわたる訪問及び、お手紙の投函により入学予定児童がいる全家庭の就学意思確認を行うことができた。	A	国籍に関わらず、平等に日本の学校への就学案内を実施した。	—	○青少年支援課児童生徒指導係及び子ども教育課教育指導係の担当2名で実施。1回目の家庭訪問でお会いできなかった家庭がある場合、2回目を実施予定。
					●外国につながる子どもの学習支援「学びの教室」の開催	子ども政策課	継続	73	○生涯学習課主催の「学びの教室」と一本化し、開催日数を増やすとともに7つの会場から選択し参加できるようにする。やさしい日本語による支援を継続し、学習支援ボランティアと大学生ボランティアとの連携により、個に応じた支援の充実に努める。	—	—	○4月から3月にかけて21回開催し、市内各校より12名、延べ50名の外国につながる生徒の参加があった。大学生スクールサポート事業との連携により、多くの学生の協力が得られ、個に応じた学習支援を行うことができた。	B	やさしい日本語による案内や学習支援を実施し、参加する生徒の学習やコミュニケーションへの不安を軽減できるようにした。	—	○昨年度に引き続き、生涯学習文化課主催の「学びの教室」との協同事業として実施する。やさしい日本語による支援を継続し、学習支援ボランティアと大学生ボランティアとの連携により、個に応じた支援の充実に努める。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
3	6	②	工	49	外国人の視点を施策に反映させるための機会の拡充	国際政策課	継続	74	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人市民会議の実施</li> <li>国際交流協会SNS（ホームページ、フェイスブック）の活用</li> <li>全庁統一翻訳ガイドラインの更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0回（代替事業として、小山市民フォーラムの中で多文化共生をテーマに開催）</li> <li>2言語（日本語、やさしい日本語）</li> <li>1言語</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回</li> <li>5言語（日本語、やさしい日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語）</li> <li>1言語</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0回（代替事業として、小山市民フォーラムの中で多文化共生をテーマに開催）</li> <li>5言語（日本語、やさしい日本語、英語、スペイン語、ポルトガル語）</li> <li>1言語</li> </ul>	A	日本語が十分でない外国人であっても市からの情報を受け取ることができるよう、SNSを活用して多言語での情報発信を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>年1回</li> <li>5言語</li> <li>1言語</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人市民会議の実施</li> <li>外国人の視点を施策に反映させるための機会の拡充</li> <li>外国人の視点を施策に反映させるための機会の拡充</li> </ul>		
3	7	感染症患者等の人権																
3	7	①	50	HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進														
3	7	①	50	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口の周知</li> <li>広報小山・ホームページでの情報発信</li> <li>シトラスリボンプロジェクトと連携した啓発</li> </ul>	人権・男女共同参画課	継続	14	<ul style="list-style-type: none"> <li>「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館</li> <li>法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館</li> <li>法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー</li> </ul>	A	市民の目にとまるよう、様々な場所でのパンフレットの配架につとめた。また、ホームページでの悩みについての相談窓口を更新し、情報発信につとめた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>★年4回（ホームページ更新回数）</li> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「各種相談窓口一覧」の配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所、図書館</li> <li>法務省・県作成のパンフレットの配架 場所：市役所1階のパンフレットコーナー</li> <li>「各種相談窓口一覧」の定期更新 場所：市役所1階のパンフレットコーナー、出張所</li> <li>法務省・県・関係機関へのリンク</li> <li>パンフレット及びシトラスリボンの配架 場所：人権・男女共同参画課のカウンター及び市役所1階、出張所</li> <li>市ホームページ掲載</li> </ul>			

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号	令和6年度事業計画		令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
										現状値 (R3)	実績値 (R6)					
3	7	①	51	○HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症等に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組の推進 ○性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる取組の推進	●感染症に対する誤解・偏見・差別の解消を図るための広報・啓発活動の実施	健康増進課	継続	76	○HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組を推進する。 ○啓発の実施 ・市ホームページ：正しい理解を促進することを目的としたページの掲載	—	—	○健康都市おやまフェスティバルにおいて関係課と協力しHIV感染症について啓発を行った。 ○引き続き市のホームページにハンセン病に対する正しい理解を持っていただくことを目的としたページを掲載し、啓発に務めた。	B	表現に配慮し記載した。	—	HIV感染症・ハンセン病・新型コロナウイルス感染症に対する誤解・偏見・差別を解消するための取組を推進する。 ○啓発の実施 ・市ホームページ：正しい理解を促進することを目的としたページの掲載
					●性に関する態度や行動について将来を見通して意思決定できる事業の実施 ①思春期保健講座、 ②中学生ピアカウンセリング事業	子育て家庭支援課	継続	76	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：9校 市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー(自治医科大学ピア部)による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設	①思春期保健講座 ：市内中学校7校 ②ピアカウンセリング事業 ：アルカディア	思春期保健講座： 市内中学校及び義務教育学校計9校 ピアカウンセリング事業： 市内中学校1校及びアルカディア 計2箇所	○「思春期保健講座」：9校受講者合計1,117名 【美田中、二中、間々田中、絹義務教育学校、大谷中、三中、乙女中、小山中、城南中】	A	性の多様性を説明した上で、性的欲求も一人ひとり異なるため、互いの気持ちを尊重する大切さを伝えた。 LGBTQについて、ロールプレイを取り入れた説明を実施している。	思春期保健講座： 市内中学校及び義務教育学校計10校 ピアカウンセリング事業： 市内中学校及びアルカディア 2箇所程度	○市内中学校等への希望調査に基づき、各学校に出向いて保健師等による講座を実施する。個々の生と性を尊重する意識の醸成、望まぬ妊娠や性感染症予防の知識習得を図る内容とする。 実施予定：10校 市内中学校等への希望調査に基づき、ピアカウンセラー(自治医科大学ピア部)による講座を実施する。自尊感情を高め、人生設計や性の多様性について考える機会とする。 実施予定：2施設
					●小山市人権教育主任研修会の実施		継続	78	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施した。研修の中でハンセン病について取上げた。	B	研修において、感染症患者等の人権について扱った。	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施
3	7	①	52	○人権問題の一つとしての人権教育の推進	●中学校ブロック(中学校区)人権教育研修会の実施	子ども教育課	継続	78	○授業研究会(基本的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○各学区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。	B		—	○授業研究会(基本的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施
					●教職員向け人権教育研修用資料「なかよし」の発行		継続	78	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付	年2回	年2回	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付した。	B		年2回	○教職員向け人権教育研修資料「なかよし」を作成し、全教職員に配付
					●学校の保健体育及び学級活動における指導	子ども教育課	継続	75	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの疾病概念や感染者数等について、正しく理解することを指導する。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において児童生徒に考えさせる。	—	—	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの性質、感染経路や感染者数、感染者の人権問題等について正しく理解することを指導した。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において児童生徒に考える機会を設けた。	B	科学的知識を身につけるほか、エイズ患者やエイズに対する偏見や差別が起きない指導を図った。	—	○小学校6年生、中学校3年生の保健体育の授業において、エイズの疾病概念や感染者数等について、正しく理解することを指導する。 ○世界エイズデーを含む「人権週間」を各校で設定し、エイズに関することも含め、人権全般において主体的に児童生徒に考えさせる。
3	7	①	53	○学校教育における児童生徒の発達段階に応じたエイズ教育の推進	●保護者への啓発		継続	75	○保健だより等で啓発する。	—	—	○保健だより等で取り上げた。	B	保健だより等で啓発する。	—	○保健だより等で啓発する。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	目標値 (R7)	令和7年度事業計画			
3	8	<b>犯罪被害者とその家族の人権</b>																
3	8	<b>① 犯罪被害者等の相談・支援体制の強化</b>																
3	8	①	54	○犯罪被害者等のニーズに応じた支援制度の充実 ○関係機関との連携及び職員の研修等による支援体制の強化 ○民間支援団体等と連携した支援活動の推進	●犯罪被害者相談の受付	市民生活安心課	継続	80	○犯罪被害者の立場に配慮したきめ細やかな対応を行う。 ○事件化や支援等が必要な場合は、迅速適切に関係各課・機関に引き継ぐ。	—	—	○重傷病見舞金対象の相談を2件受理した。	A	二次被害に配慮し、他人に相談内容が漏れないよう対応するとともに、必要最少人数で対応した。	—	○犯罪被害者の立場に配慮したきめ細やかな対応を行う。 ○事件化や支援等が必要な場合は、迅速適切に関係各課・機関に引き継ぐ。		
							継続	79	○支援の対象となる犯罪被害者について、二次被害等に留意し、被害者の立場を尊重・配慮した対応を行う。 ○関係機関との連携を密にし、支援が必要な際には迅速な対応を行う。 ○条例に基づく見舞金の支給等、犯罪被害者等が求める支援を適切に把握し実施する。 ○イベント等で広報啓発活動を行う。	—	—	○警察との情報交換を密にし、見舞金対象事件の発生の有無を随時確認した。 ○条例に規定する重傷病見舞金支給対象2件を特定し、相談者の意向に沿って見舞金を支給することができた。 ○被害者からの聴取は、人目のつかない相談室内で実施した。			—	○支援の対象となる犯罪被害者について、二次被害等に留意し、被害者の立場を尊重・配慮した対応を行う。 ○関係機関との連携を密にし、支援が必要な際には迅速な対応を行う。 ○条例に基づく見舞金の支給等、犯罪被害者等が求める支援を適切に把握し実施する。 ○イベント等で広報啓発活動を行う。		
3	8	<b>② 犯罪被害者支援等の重要性に関する市民意識の向上</b>																
3	8	②	55	○広報啓発活動等による犯罪被害者とその家族を支える機運の向上	●「犯罪被害者等支援市町民のつとめ」の開催	市民生活安心課	継続	81	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。	—	—	○講師の都合がつかず未開催	C	被害者の置かれている立場を考えていただき、支援の必要性や重要性を訴えた。	—	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。		
					●「犯罪被害者等支援巡回パネル展」の開催		継続	81	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。	—	—	○被害者支援センターとちぎ、白鷗大学被害者支援ボランティア「ひまわり」と連携して「犯罪被害者等支援パネル展」を開催した。 開催1月14日から1月17日 来場者181名 ○市ホームページへの掲載、被害者支援センターとちぎの広報誌にて周知した。			—	○公益社団法人被害者支援センターとちぎ等の関係機関と連携し開催する。 ○広報や市ホームページ等による開催の周知を行う。		
3	9	<b>性的マイノリティの人権【新規】</b>																
3	9	<b>① 性的マイノリティへの理解のための教育・啓発の推進【新規】</b>																
3	9	<b>① ア. 偏見や差別意識を解消するための教育・啓発の推進【新規】</b>																
					★特定職業従事者人権研修会の実施		継続	9	○市職員及び関係機関に対しての研修会を開催し、性の多様性について啓発する。 「特定職業従事者人権研修会」の実施	★年1回開催	★年1回開催	「特定職業従事者人権研修会」の開催 R7.12.11「インターネットと人権」をとりあげた。 (インターネットによる匿名性を悪用した誹謗中傷等の人権侵害が拡大しているなか、安心安全なネット利用ができるよう、「インターネットと人権」を取り上げた)		★年1回開催	○市職員及び関係機関に対しての研修会等の周知する機会を設け、性の多様性について啓発する。			

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A 順調 B 概ね順調 C 一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	目標値 (R7)	令和7年度事業計画		
3	9	①	ア	56	【新規】 ○性的マイノリティへの理解のため人権啓発の推進	●性の多様性に関する啓発	人権・男女共同参画課	新規	新規	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発	—	—	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発	B	パートナーシップ宣誓によるメリットを少しでも増やし、より当事者に寄り添った制度にするため、庁内照会を行い、サービス充実に取り組んだ。また、庁内照会時に制度概要を配布することで、本制度の周知を図った。	—	○法務局及び県で作成した啓発パンフレットの活用 ○市職員・教職員向けガイドラインを活用しての啓発
						●性的マイノリティに関する正しい理解のための啓発 (市民・事業所等)		新規	新規	○研修会の開催	—	—	○パートナーシップ宣誓制度のサービス充実について、庁内照会を実施。 ・犯罪被害者等支援として遺族見舞金の申請 ・火災にかかると証明および救急搬送証明の代理人申請2件についてサービスとして取り入れ、ホームページでの周知を行った。また、職員にむけ制度概要の周知を行った。		—	○今後も宣誓制度を利用される方に対する情報発信や市民・職員に向けた周知を実施したい。	
3	9	①	イ. 個人の尊重【新規】														
3	9	①	イ	57	○学校教育における性的マイノリティに対する配慮と正しい理解の促進	●学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解の促進 ●人権教育主任研修会の実施 ●中学校ブロック(中学校区)人権教育研修会の実施	子ども教育課	継続	88	○研修や研修資料等での啓発	—	—	○人権教育主任研修会で、市が作成した「職員・教職員のための多様性に関するハンドブック」を紹介し、性の多様性について取上げ、各校での取組をお願いした。	B	各校で性的マイノリティを正しく理解した上で一人一人に応じた支援ができるよう、ハンドブックを紹介し、活用をすすめた。	—	●学校教育における性的マイノリティに対する正しい理解の促進 ●人権教育主任研修会の実施 ●中学校区人権教育研修会の実施
								継続	88	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施	年1回	年1回	○小山市人権教育主任研修会を悉皆研修として実施し、性的マイノリティの人権に対して取り組み市の事業等について説明した。				
								継続	88	○授業研究会(基底的・間接的・直接的指導の在り方)の実施 ○人権に関する講話やワークショップなどの実施	—	—	○各学区の実情に応じて開催方法や回数は異なるが、工夫しながら人権教育の推進を目的とした研修会を行った。				
3	9	②	相談支援体制の充実【新規】														
3	9	②		58	【新規】 ○性的マイノリティへの支援体制づくり	●行政サービスにおける対応の推進 ●職員・教職員向けガイドラインの作成 ●パートナーシップ宣誓制度の導入	人権・男女共同参画課	継続	87	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティの相談窓口」 栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30 『男性の相談窓口』 『男の電話相談』 開設：月・水曜 17:30～19:30 (バルティ)	—	—	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティ」の相談があった際は窓口を案内。栃木県の性的マイノリティの相談窓口 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30 ・「男性の相談窓口」を掲載 『男の電話相談』 開設：月・水曜 17:30～19:30 (バルティ)	A	宣誓によるメリットを少しでも増やし、より当事者に寄り添った制度にするため、庁内照会を行った。追加する2件のサービスについて、ガイドライン等を修正し、ホームページでの周知を行った。	—	○専門の相談窓口の案内・「性的マイノリティの相談窓口」 栃木県で性的マイノリティの相談窓口を開設 『とちぎにじいるダイヤル』 開設：第1・3金曜 17:30～19:30
								新規	新規	○相談等があった際は「市職員・教職員向けガイドライン」を活用し、応対を行う。	—	—	○相談等があった際は「市職員・教職員向けガイドライン」を活用し、応対を行った。			—	○相談等があった際は「市職員・教職員向けガイドライン」を活用し、応対を行う。
								新規	新規	○制度のサービス内容の充実等について検討・実施していく。	—	—	○パートナーシップ宣誓制度のサービス充実について、庁内照会を実施。 ・犯罪被害者等支援として遺族見舞金の申請 ・火災にかかると証明および救急搬送証明の代理人申請2件についてサービスとして取り入れた。			—	○今後も宣誓制度のサービスを調査研究し、当事者に寄り添った制度となるよう進めていきたい。

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
3	10				働く人の人権【新規】												
3	10		①		働きやすい職場環境づくりの推進【新規】												
3	10		①	ア	働く人の人権に配慮した職場環境づくりの推進【新規】												
3	10	①	ア	59	【新規】 ○働く人の人権に配慮した職場環境づくりの推進	●小山地区雇用協会と連携した各種事業の実施	工業振興課	継続	48	○障害者雇用啓発セミナー ○人権啓発推進員研修会の開催	各年1回	各年1回	○障害者雇用啓発セミナー 令和6年11月21日開催： 参加企業15社 ○人権啓発推進員研修会の開催 令和7年2月21日開催： 参加事業所160社、内管内58社	A	多様な人権問題の理解と認識を深めることを目的として実施した就職支援活動の際に人種や性別に偏りが無いよう配慮した。	各年1回	○障害者雇用啓発セミナー
						●ハローワーク小山での就職支援	継続	48	○障害者就職面接会	8人	154人	○障害者就職面接会 ・令和6年9月27日 参加者110名 ・ミニ面接会 令和7年2月3日～3月5日 参加者44名	100人			○障害者就職面接会	
						★小山市ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業		継続	15	○事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの推進 ・新規・更新申請受付、認定等 ・認定事業者拡充のための啓発 ・セミナー等への参加依頼	★85社	★107社	○市内事業者に向けたワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進 ・WLB推進事業者認定証交付式（6/29 7事業者） ・更新認定事業者 38事業所 ・男女共同参画フェア時に啓発 ・セミナー等参加依頼	★115社	○事業所に向けたワーク・ライフ・バランスの推進 ・新規・更新申請受付、認定等 ・認定事業者拡充のための啓発 ・セミナー等への参加依頼		
						●おやマイクボス協議会登録事業所の拡大	人権・男女共同参画課	継続	16	○おやマイクボス協議会登録への啓発 ○セミナー等の開催	74社	82社	○第5回おやマイクボス協議会セミナー「白鷗大生による調査報告及び意見交換会『育児は変わりますか？～未来のワークライフバランスを考える～』」 7/31/テ-：板倉 一平（6/29 34名参加） ○第6回おやマイクボス協議会セミナー「働き方改革&ハラスメント対策セミナー」 主催：栃木県産業労働観光部労働政策課他（8/23 5社6名参加）	84社	○おやマイクボス協議会登録への啓発 ○セミナー等の開催		
						●男性の家庭参画支援事業		継続	16	○男性の家庭参画支援セミナー	—	—	○パパの育児・家事スキルアップセミナー～旬のいちごで簡単スイーツづくり講師：篠原 和香子（11/2 5組12名参加）	—	○男性の家庭参画支援セミナー		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画			
3	10	①	<b>イ. ハラスメント相談体制の充実【新規】</b>																	
3	10	①	イ	60	【新規】 ○各種ハラスメント防止啓発	●市民に向けた各種ハラスメント防止のための啓発	人権・男女共同参画課	新規	新規	○職場でのセクハラ等の相談窓口を周知する。	—	—	○職場でのセクハラ等の相談窓口について、男女共同参画フェアでリーフレットで啓発した。 ○第5回おやまイクボス協議会セミナー 「白鷺大生による調査報告及び意見交換会 『育児は変わりますか？-未来のワークライフバランスを考える-』」 ファシリター:板倉 一平 (6/29 34名参加) ○第6回おやまイクボス協議会セミナー 「働き方改革&ハラスメント対策セミナー」 主催:栃木県産業労働観光部労働政策課他 (8/23 5社6名参加) ○DV相談カードの設置・配布(市内公共施設、大型商業施設、小山市、協力事業所等) ・職場におけるパワハラ・セクハラ等についての相談窓口を市ホームページで周知	B	ハラスメントは、性別や地位等によって人権を侵害する行為であり、男女共同参画社会を阻害する要因であることから、各種ハラスメントの相談・防止についての周知を実施した。また、DV相談も含めた相談窓口の周知も図った。	—	○職場でのセクハラ等の相談窓口を周知する。			
						●働く場における各種ハラスメント防止のための啓発		新規	新規	○職場における各種ハラスメント、性差別の防止について、関係団体の協力を得ながら、事業者に向けて周知を図る	—	—	○職場における各種ハラスメント、性差別の防止について、関係団体の協力を得ながら、事業者に向けて周知を図る							
						●各種ハラスメントについての相談窓口の周知		継続	18	○公共施設等へのDV相談カード設置、市ホームページでの周知	—	—	○公共施設等へのDV相談カード設置、市ホームページでの周知							
3	10	②	<b>就労支援の充実【新規】</b>																	
3	10	②		61	【新規】 ○就労支援の充実	●女性の再就職支援事業	人権・男女共同参画課	新規	新規	○女性のための再就職支援セミナーの開催	—	—	実施なし	C	コロナ禍明けにより職場環境がさらに変化し、提示した事業内容と支援を望む者等(事業者を含む)との間に乖離が生じ、事業の実施に至ることができなかった。今後は、社会情勢や支援を望む者等のニーズを調査し、男女共同参画の視点に立った取組の検討について史料する。	—	「女性の再就職支援」、「テレワーク等の推進」についてはハローワーク等の情報提供に努め、今後は、「働き方改革セミナー」として啓発を図りつつ、国や県等の制度についても周知していきたい			
						●テレワーク等の推進のための啓発		新規	新規	○働き方改革や多様な働き方を支援するための啓発	—	—	実施なし							
						●障がい者の雇用拡大に向けた取組 ①福祉まつり	福祉総務課	継続	53	○会場：イオン小山市店(年6回) R6. 4. 13(土)14(日)、 6. 1(土)2(日)、 10. 5(土)6(日) ○会場：道の駅思川(年3回) R6. 4. 20(土)、 5. 18(土)、9. 7(土)	年6回	年6回	○会場：イオン小山市店(年3回) R6. 4. 13(土)14(日)、 6. 1(土)2(日)、 10. 5(土)6(日) ○会場：道の駅思川(年3回) R6. 4. 20(土)、 5. 18(土)、9. 14(土)	B	障がい者の地域活動に促進に寄与することができた。	年6回	○会場：イオン小山市店(年3回) R7. 4. 12(土)13(日)、 6. 28(土)29(日)、 10. 4(土)5(日) ○会場：道の駅思川(年3回) R7. 4. 19(土)、 5. 17(土)、9. 20(土)			
						●障がい者の雇用拡大に向けた取組 ②小山地区障がい者就職面接会		継続	53	○ハローワーク小山との共催により、小山地区(小山市・下野市・野木町)の事業所に就職を希望する障がい者に対し説明会を実施する。	中止	—	○就労につながる支援について検討	年1回	○ハローワーク小山との共催により、小山地区(小山市・下野市・野木町)の事業所に就職を希望する障がい者に対し説明会等支援につながる取り組みの検討。					

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画	
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画		
					●ひとり親への就労支援	子育て家庭支援課	新規	新規	○ひとり親家庭の生活状況や就業希望に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援を実施する。	就労支援プログラム 5人	就労支援プログラム 33人	○ひとり親家庭の生活状況や就業希望に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進事業の紹介やハローワークと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援を実施した。 プログラム策定件数 33件 アフターケア実施件数 28件	A	育児と就労の両立が特に難しいひとり親の相談者に対し、本人や家庭の状況や本人の適正などさまざまな観点からサポートするよう努めた	就労支援プログラム 20人	○ひとり親家庭の生活状況や就業希望に応じて自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業紹介やハローワークと連携して求人情報の迅速・円滑な提供等を行い、就業支援を実施する。		
					●保育士再就職支援研修	こども教育課	新規	新規	○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修実施。	年2回 (5日間)	年2回 (5日間)	○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修	A	職歴等の扱いに留意し、不安軽減のために研修を実施した。	年2回 (5日間)	○保育士資格を持ち、保育の現場から離れていた方の再就職に向けた研修を通して、不安軽減のための研修実施。		
					★創業相談	工業振興課	新規	新規	○中小企業診断士との創業相談(随時)	★1件	★2件	○創業相談 令和6年度総実施件数：14件	A	年齢・性別・職業等を問わず参加者を募集し、人権に配慮しながら事業を実施した。	★2件	○中小企業診断士との創業相談(随時)		
				★起業家育成講座	新規		新規	○起業家育成講座の開催	★1件	★1件	○起業家育成講座 令和6年9月13日～10月4日 毎週金曜日開講：受講者22名	★1件			○起業家育成講座の開催			
3	11	インターネットによる人権侵害																
3	11	① インターネットの適切な利用に関する教育・啓発の推進																
3	11	①	62		○プライバシーや個人の名誉に関する正しい理解とモラルをもってインターネットを利用するための啓発活動	人権・男女共同参画課	継続	82	○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)	—	—	○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの重要性について掲載。 ○リーフレット等による啓発・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーへ配置 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)	A	ホームページでは、誰にでもわかりやすい表現にした。パンフレットを配架する際には、人権課題で偏りが出ないように配慮した。	—	○市ホームページでの啓発・インターネットの危険性と利用する際のモラルの要性について掲載 ○リーフレット等による啓発 ・法務局等のリーフレットを市役所1階のパンフレットコーナーに配架 ・小山行政チャンネルによるDVDの放映 「インターネットと人権」(人権教育啓発推進センター作成)		
					●インターネットの危険性と利用する際のモラルに関する教育・啓発	生涯学習文化課	継続	83	○各種人権研修会にて取り上げる。 ○各種人権啓発紙・市ホームページで取り上げる。	年5回	年3回	○豊田小親子人権学習会や子育て広場支援センター等に取り上げた。 ○保護者向け人権啓発紙「ほほえみ」で「情報流通プラットフォーム対処法」等を取り上げた。	B	学校等と連携し、子どもたちの情報モラルの向上につながるよう工夫した。	年5回	○各種人権研修会にて取り上げる。 ○各種人権啓発紙・市ホームページで取り上げる。		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画		
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画			
3	11	①		63	○情報の収集・発信に関するルールやマナーの理解及び情報モラルを向上するための学校教育の充実	●学校教育情報の適正管理に関する教育・啓発	子ども教育課	継続	84	○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知	—	—	○校長、教頭、主幹教諭・教務主任を対象とした研修会及び情報活用能力育成研修の機会を活用し、内容や留意点を周知した。	A	個人情報について重要度レベルに応じた取扱いを明示した。	—	○小山市学校教育情報セキュリティポリシー、ガイドラインの周知		
						●研修会の開催		継続	84	○教育DX研修会（オンライン開催）を開催した。 ・第1回4月11日(木)70名参加（各校2名）：DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発 ・第2回8月5日(月)35名参加（各校1名）：情報のクラウド化、アプリの利用	年2回	年2回	○教育DX研修会（オンライン開催）を開催した。 ・第1回4月11日(木)70名参加（各校2名）：DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発		年2回	○教育DX研修会 ・DX推進、情報の適切な管理運用について周知 ・事例研究会による啓発			
3	11	②	インターネット上の人権侵害等に対する支援																
3	11	②		64	○差別的表現等の書き込みに関する確認体制づくり ○人権侵害発生時の関係機関との連携	●差別的書き込みに関する対応	人権・男女共同参画課	継続	85	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。	—	—	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。	A	早期発見につなげるため、差別的書き込みがないかどうか定期的に確認を行った。	—	○差別的書き込みに関する確認体制 ・週1回インターネット上の小山市に関連するWebサイトについて、差別事象の有無を調査及び確認 ・掲載を確認した場合は、宇都宮地方方法務局栃木支局に相談し、削除要請をする。		
3	12	災害に伴う人権問題																	
3	12	①	人権尊重の視点に立った被災者支援																
3	12	①		65	○女性・高齢者・障がい者等の被災者の視点に立った支援体制づくり ○防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	●女性・高齢者・障がい者等の具体的な避難対応策の構築	危機管理課	新規	新規	○引き続き、台風接近時は庁内掲示板を活用し、早期から注意を呼び掛けるとともにタイムラインを示すことで、発災時に速やかに体制を構築する。 ○要配慮者等の避難行動に配慮し、日中のうちに避難できるように避難情報「レベル3高齢者等避難」を前倒して発令する。	—	—	○要配慮者等の避難行動に配慮し、特に関係に台風が上陸する恐れがある際など、宇都宮気象台による台風説明会の情報について、庁内に早期共有を図るとともに事前に職員にタイムラインを周知し、意識の統一を図った。 ○要配慮者等が日中のうちに避難できるように、避難情報「レベル3高齢者等避難」を前倒して発令する運用を行った。 ○上流での降雨による河川の増水に伴い、高齢者等の不安を解消するため、臨時的に避難所を開設した。	A	要配慮者等の避難行動がスムーズに行われるよう、職員向け庁内掲示板を活用するとともに、前倒して避難情報を発令する運用を行った。	—	○要配慮者等の避難行動に配慮し、日中のうちに避難できるように避難情報「レベル3高齢者等避難」を前倒して発令する運用を行った。 ○宇都宮気象台による台風説明会の情報について、庁内に早期共有を図るとともに職員向け庁内掲示板を活用し、早期から注意を呼び掛ける、タイムラインを示すことで、要配慮者等が日中のうちに避難できるように、職員が対応できる体制を整える。		
						●女性・災害時要配慮者向けの避難所備蓄品の充実		継続	86	○方針の実現に向け、引き続き、計画的にプライベートテントの整備に取り組んでいく。 ○女性や要配慮者用の防災備蓄品の開発等に注視し、ニーズに合った備蓄に柔軟に対応していく。 ○更衣室や授乳室等に使用するプライベートテントは、女性への配慮及びジェンダーフリーの観点等から、令和4年度の方針変更（各避難所1張×2張）に基づき整備を進めた。 ○授乳用の女性に配慮し、タイプの異なる乳幼児用ミルク（固形・粉・液体）、離乳食の配備を行うとともに、幼児や高齢者など咀嚼能力の弱い避難者向けに備蓄ゼリーを整備した。 ○防災連携による子ども用・大人用おむつ、生理用品の備蓄の充実を実現した。	—	—	○更衣室や授乳室等に使用するプライベートテントは、女性への配慮及びジェンダーフリーの観点等から、令和4年度の方針変更（各避難所1張×2張）に基づき整備を進めた。 ○授乳用の女性に配慮し、タイプの異なる乳幼児用ミルク（固形・粉・液体）、離乳食の配備を行うとともに、幼児や高齢者など咀嚼能力の弱い避難者向けに備蓄ゼリーを整備した。 ○防災連携による子ども用・大人用おむつ、生理用品の備蓄の充実を実現した。		女性や災害時要配慮者に配慮した備蓄品を選定し整備を進めた。	—	○ジェンダーフリーへの配慮から、各避難所3張を目標に、更衣室や授乳室等に使用するプライベートテントを整備する。 ○女性や要配慮者用の防災備蓄品の開発動向を注視し、ニーズに合った備蓄品の整備を進める。 ○防災連携などを通して、防災連携による女性や災害時要配慮者向けの防災備蓄品の充実に取り組む。		
						●男女共同参画の視点に立った避難所等の運営		新規	新規	○実災害時の避難所における女性やジェンダーフリーに関する情報収集を図る。 ○今後も、女性の視点やジェンダーフリー等に配慮した項目を取り入れた訓練を継続して実施する。 ○職員向け避難所開設・運営訓練で、プライベートテントの設置方法に習熟してもらうと同時に、プライベートへの配慮について意識づけを行った。	—	—	○実災害時の避難所における女性やジェンダーフリーに関する問題や課題の情報収集、他自治体での先進的な取組事例の調査研究を進めた。 ○職員向け避難所開設・運営訓練で、プライベートテントの設置方法に習熟してもらうと同時に、プライベートへの配慮について意識づけを行った。		災害時に求められる女性やジェンダーフリーに関する情報を収集するとともに、訓練等で職員への意識づけを行った。	—	○実災害時の避難所において、女性やジェンダーフリーに対応した運営を行うよう、問題や課題の情報収集、他自治体での先進的な取組事例の調査研究に取り組む。 ○避難所運営などにより、ジェンダー・要配慮者への意識づけを、訓練を通して実施する。		
						●避難所従事者への女性の積極的な登用		新規	新規	○居住地と避難所との距離等の理由により、全ての避難所において初期対応から女性職員1名以上を配置することは難しい状況ではあるが、引き続き、職員課との調整を継続していく。	—	—	○小山市地域防災計画に基づき、職員課において避難所開設初期対応派遣職員名簿（各避難所3名）を作成し、全避難所8箇所で女性職員1名以上が配置される体制を整えた。		女性が安心して避難できるよう、全避難所に1名以上の女性職員を配置した。	—	○職員の居住地と避難所との位置関係により、全ての避難所において初期対応から女性職員1名以上を配置することは困難ではあるが、引き続き、職員課と連携して全避難所に1名以上の女性職員を配置できるように取り組む。		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業第3次	令和6年度事業計画	現状値(R3)	実績値(R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況			人権に配慮した点	目標値(R7)	令和7年度事業計画
														A順調	B概ね順調	C一部未実施あり			
						●防災における男女共同参画意識の啓発 ●避難所運営に誰もがリーダーとして参画するための仕組みづくり	人権・男女共同参画課	新規	新規	○イベントや啓発展示の際、防災における男女共同参画の意識啓発を図る。	—	—	○防災研修会で啓発 ・プライベートテント設置 ・子育て世代に配慮した防災災害対策 ・市防災ガイドブックやパンフレットなど	B	研修会を開催する際は、男女共同参画の意識啓発に配慮した内容とした。	—	○イベントや啓発展示の際、防災における男女共同参画の意識啓発を図る。		
								新規	新規	○男女共同参画の視点にたった防災研修会の開催	—	—	○男女共同参画の視点にたった防災「多様性に配慮した防災」講師：鍵屋 (9/27 27名参加)			—	○男女共同参画の視点にたった防災研修会の開催		
3	13	その他の人権問題																	
3	13	様々な人権問題に関する人権教育・人権啓発の推進																	
3	13		66		①アイヌの人々 ②刑を終えて出所した人等 ③ホームレス ④拉致問題等 ⑤人身取引(トラフィッキング)	●ホームページ及びリーフレットによる啓発 ●人権問題に関する情報の収集・発信	人権・男女共同参画課	継続	87	◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・新型コロナウイルス関連の偏見・差別・誹謗中傷に対する抑制を啓発 「新型コロナウイルスに関連する人権への配慮について」 ・「シトラスリボンプロジェクト」との連携による啓発 ・「ヘイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おーラジのインフォーマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に加入し、情報の収集を行う。	—	—	◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・新型コロナウイルス関連の偏見・差別・誹謗中傷に対する抑制を啓発 「新型コロナウイルスに関連する人権への配慮について」 ・「シトラスリボンプロジェクト」との連携による啓発 ・「ヘイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おーラジのインフォーマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に加入し、情報の収集を行う。	A	個別課題についてもホームページに継続して取り上げ、掲載あたっては、誰にでもわかりやすい表現にした。その他、各種広報媒体を活用し、情報提供に努めた。	—	◎啓発活動の実施 ○市ホームページに人権に関する個別の課題について掲載 ・新型コロナウイルス関連の偏見・差別・誹謗中傷に対する抑制を啓発 「新型コロナウイルスに関連する人権への配慮について」 ・「シトラスリボンプロジェクト」との連携による啓発 ・「ヘイトスピーチ」 ○拉致問題についての対応 ・「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12/10～12/16)について広報小山に掲載し、おーラジのインフォーマーシャルで周知 ・「拉致問題に関する地方自治体ネットワーク」に加入し、情報の収集を行う。		
								継続	87	○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載	—	—	○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載			—	○新聞・ニュース・研修会等による情報収集 ○市ホームページに人権に関する個別の情報を掲載		
4	推進体制																		
4	1	推進組織とフォローアップ																	
4	1		67		●第4次人権施策推進基本計画に係る進行管理及び計画のフォローアップ ●小山市人権教育推進会議 ○各部署における施策の推進とそれぞれの取組状況の把握及びフォローアップ ●小山市人権施策推進審議会	人権・男女共同参画課	継続	89	○令和5年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指す。	—	—	○令和5年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指した。	A	人権啓発にかかわる機関等と庁内の人権課題を共有し、第4次計画の進行管理やパートナーシップ宣誓制度の充実について検討した。	—	○令和6年度の各課の人権施策について、実績報告の講評を受け、フィードバックをすることにより、施策の向上を目指す。			
								継続	89	○人権施策の決定機関(幹事会含む) R7.1月:審議会によるR5年度事業評価の承認 随時:人権施策・課題等に関する検討を行う	—	—	○人権施策の決定機関(幹事会含む) R7.1月:審議会によるR5年度事業評価の承認 随時:人権施策・課題等に関する検討を行った。			—	○人権施策の決定機関(幹事会含む) R8.1月:審議会によるR6年度事業評価の承認 随時:人権施策・課題等に関する検討や次期計画策定に向けての検討を行う		
								継続	89	○人権施策の諮問機関 事業実績について意見し、施策の向上を図る。 5～6月 令和5年度事業実績に対する意見聴取 6月 第1回小山市人権施策推進審議会 (R5事業実績への意見集約、R6事業計画の報告) 9月 第2回小山市人権施策推進審議会(事業評価) 12月 第3回小山市人権施策推進審議会	—	—	○人権施策の諮問機関 事業実績について、意見し施策の向上を図る。 5～6月 令和5年度事業実績に対する意見聴取 R6.6.26 第1回小山市人権施策推進審議会 (R5事業実績への意見集約、R6事業計画の報告) R6.9.25 第2回小山市人権施策推進審議会 R6.11.20 第3回小山市人権施策推進審議会			—	○人権施策の諮問機関 事業実績について意見し、施策の向上を図る。また、次期計画策定にむけ意見をいただく。 5～6月 令和6年度事業実績に対する意見聴取 6月 第1回小山市人権施策推進審議会 (R6事業実績への意見集約、R7事業計画の報告) 9月 第2回小山市人権施策推進審議会(事業評価) 12月 第3回小山市人権施策推進審議会		

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
										令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告			目標値 (R7)	令和7年度 事業計画
<b>4 2 国及び県との連携</b>																	
4	2		68	○宇都宮地方方法務局 栃木支局、人権擁護 委員など人権啓発活 動に関わる機関との 連携協力 ○人権教育・人権啓 発に関する取組の情 報提供	●宇都宮地方方法務局 栃木支局との連携	人権・男女共 同参画課		継続	90	○宇都宮地方方法務局栃木支局と 連携した相談業務の実施 ・インターネット人権侵害事 案の削除依頼 ・人権侵害事案に関する相談 ○栃木・真岡人権啓発活動地域 ネットワーク協議会	—	—	○宇都宮地方方法務局栃木支局と連 携した相談業務の実施 ・人権侵害事案に関する相談 ○栃木・真岡人権啓発活動地域 ネットワーク協議会への参加	A	関係機関との連携に より市民への人権啓 発につとめた。	—	○宇都宮地方方法務局栃木支局と 連携した相談業務の実施 ・インターネット人権侵害事 案の削除依頼 ・人権侵害事案に関する相談 ○栃木・真岡人権啓発活動地域 ネットワーク協議会
					90				○栃木人権擁護委員協議会との 人権擁護委員活動の連携・協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人権啓 発活動の連携・協力 ・人権の花運動 (人権啓発活動地方委託事業) ○栃木・真岡人権啓発活動地域 ネットワーク協議会	—	—	○栃木人権擁護委員協議会との 人権擁護委員活動の連携・ 協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人権 啓発活動の連携・協力 ・人権の花運動(人権啓発 活動地方委託事業) ○栃木・真岡人権啓発活動地 域ネットワーク協議会への参 加	—			○栃木人権擁護委員協議会との 人権擁護委員活動の連携・ 協力 ・中学生人権作文募集依頼 ・小学生人権絵画 ・人権書道募集依頼 ○県人権施策推進室との人権 啓発活動の連携・協力 ・人権の花運動(人権啓発 活動地方委託事業) ○栃木・真岡人権啓発活動地 域ネットワーク協議会	
4	2		68	○宇都宮地方方法務局 栃木支局、人権擁護 委員など人権啓発活 動に関わる機関との 連携協力 ○人権教育・人権啓 発に関する取組の情 報提供	●栃木県教育委員会との 連携・協力 ・下都賀地区人権 フォーラム ・人権教育市町担当者 研修会 ・県人権教育指導者専 門研修 ・県人権教育指導者ス キルアップ研修 ・栃木県総合教育セン ター主催人権講演会	生涯学習文化課		継続	91	○下都賀地区人権フォー ラム 6月13日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○県人権教育指導者専門 研修 年5回 ○県人権教育指導者スキ ルアップ研修 年1回	年11回	年14回	○下都賀地区人権フォー ラム 6月13日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○人権啓発指導者養成研 修会(法務省) わいわい ○栃木県教育研究発表大 会(人権教育部会)	A	研修で得た学びをそ の後の企画や講話に 活用した。	年11回	○下都賀地区人権フォー ラム 6月13日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○人権啓発指導者養成研 修会(法務省) わいわい ○栃木県教育研究発表大 会(人権教育部会) ※県人権教育指導者専門 研修・県人権教育指導者ス キルアップ研修は既に受講済
					91				○下都賀地区人権フォー ラム 6月13日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○県人権教育指導者専門 研修 年5回 ○県人権教育指導者スキ ルアップ研修 年1回	年11回	年14回	○下都賀地区人権フォー ラム 6月13日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○人権啓発指導者養成研 修会(法務省) わいわい ○栃木県教育研究発表大 会(人権教育部会)	年11回			○下都賀地区人権フォー ラム 6月13日(木) ○人権教育市町担当者研 修会 年3回 ○人権啓発指導者養成研 修会(法務省) わいわい ○栃木県教育研究発表大 会(人権教育部会) ※県人権教育指導者専門 研修・県人権教育指導者ス キルアップ研修は既に受講済	
<b>4 3 市民・企業・関係団体等との連携</b>																	
4	3		69	○市民、企業、関係 団体、マスメディ ア、NPO、ボラン ティア等の自主的、 主体的な活動との連 携	●市民・企業等の活動 の連携	人権・男女共 同参画課		継続	92	○下都賀地区人権フォー ラムへの参加 6月13日(木)予定 ○人権擁護委員の啓発活動	—	—	○下都賀地区人権フォー ラム6 月13日(木)へ参加し、人権意 識の高揚を図った。参加 者：市職員17名 ○人権擁護委員の啓発活動	A	団体が主催する講演 会・研修会に参加し、 職員の資質向上に努め ることで、人権啓発に 活かすことができた。 また、行政テレビでの 様々な人権課題のDVD 放映やおーラジ 出演に より、人権擁護委員活 動について周知した。	—	○下都賀地区人権フォー ラムへの参加 5月30日(金)予定 ○人権擁護委員の啓発活動
					92				○団体が主催する人権講演 会等への後援及び参加・ 人権講演会(部落解放愛する会主催) ○人権運動団体等と連携した 相談事業の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による 巡回相談	—	—	○団体が主催する人権講演会 等への後援及び参加 ・人権講演会(部落解放愛する 会主催) ○人権運動団体等と連携した 相談事業の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による 巡回相談	—			○団体が主催する人権講演 会等への後援及び参加・ 人権講演会 (部落解放愛する会主催) ○人権運動団体等と連携した 相談事業の協議・解決 ・隣保事業生活相談員による 巡回相談	
					92				○テレビ小山、おーラジを 活用した周知	—	—	○テレビ小山、おーラジを 活用した周知	—			○テレビ小山、おーラジを 活用した周知	

基本的取組	施策の方針	施策の方向	項目	事業番号	事業名	事業内容	担当課	新規・継続	事業番号 第3次	令和6年度事業計画	現状値 (R3)	実績値 (R6)	令和6年度実績報告	事業の進捗状況 A順調 B概ね順調 C一部未実施あり	人権に配慮した点	目標値 (R7)	令和7年度事業計画
					●人権運動団体主催の講演会等の後援及び参加	生涯学習文化課	継続	93	○人権運動団体主催の講演会等の後援及び参加 *詳細は未定	年4回	年6回	○栃木県人権研究集会 6月22日(土) ○ヒューマンライツセミナー 11月7日(木) ○部落解放愛する会栃木県連研修会 11月27日(水) ○憲法市民集会 12月1日(日) ○部落解放愛する会人権講演会12月16日(月) ○人権センターとちぎ人権講 9月12日、2月10日わライ	A	研修で得た学びをその後の企画や講話に活用した。	未定	○人権運動団体主催の講演会等の後援及び参加 *詳細は未定	